

# 宜野湾市一般廃棄物処理基本計画

## 改訂版

～ みんなでつくる循環型社会 ～

令和4年3月

宜野湾市



## はじめに

宜野湾市は、計画期間を平成 29 年度から令和 8 年度の 10 年間とする「宜野湾市一般廃棄物処理基本計画」を平成 27 年度（平成 28 年 3 月）に策定し、基本理念である「豊かさを未来に伝えるまち宜野湾～みんなでつくる循環型社会～」を実現するため、行政、市民、事業者の 3 者の協働および 3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の推進により、ごみの減量化、資源の循環利用、適正処理に取り組んできました。

本計画は策定から 5 年が経過しており、その間、国では、食品ロスに対する関心の高まりや海洋プラスチックごみ問題への対応の必要性から、「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年 10 月施行）」や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 4 年 4 月施行）」が制定されました。また、「第 5 次環境基本計画（平成 30 年 4 月策定）」では、持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえ、持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築をはじめとした 6 つの重点戦略を展開する等、新たな文明社会を目指し、時代の転換点として整備が進められています。

このような背景を踏まえ、ごみの減量化及び資源化を促進するためには、本市におけるごみ減量目標の達成度や施策の実施状況を評価し、残りの計画期間 5 年における取り組みを検討する必要があるため、「宜野湾市一般廃棄物処理基本計画」を見直し、これまで推進してきた 3R にリフューズ（不要な物は断る）を加えた 4R を推進することで、さらなる循環型社会の形成を目指します。

また、一般廃棄物処理基本計画のうち、生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画）についても、公共下水道や合併浄化槽等の整備を推進し、水環境の保全を図るため、見直しを行います。



## < 目 次 >

第1章	一般廃棄物処理基本計画について	1
1.	一般廃棄物処理計画	1
2.	一般廃棄物処理基本計画の位置づけ	2
3.	一般廃棄物処理計画の構成及び内容	3
4.	一般廃棄物処理基本計画の目標年度	5
5.	一般廃棄物処理の基本理念	6
6.	ごみ処理の基本方針	7
7.	生活排水処理の基本方針	8
第2章	ごみ処理基本計画	9
1.	ごみ処理の現況	9
2.	ごみ処理行政の動向	38
3.	ごみ量の予測	41
4.	ごみの減量化目標値	45
5.	ごみの排出抑制のための方策	48
6.	ごみの分別区分	55
7.	排出抑制・再資源化計画	56
8.	収集運搬計画	58
9.	中間処理計画	59
10.	最終処分計画	59
11.	大規模災害時の廃棄物処理について	60
第3章	生活排水処理基本計画	61
1.	生活排水処理の状況	61
2.	生活排水処理の将来量について	67
3.	生活排水処理対策	68
4.	し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	70

### 資料編

資料1	宜野湾市の概要	(1)
資料2	第四次宜野湾市総合計画 基本構想・後期基本計画編	(9)
資料3	宜野湾市における廃棄物処理事業の経緯	(10)
資料4	第3次基本計画(前期)における排出抑制・再資源化計画の評価	(11)
資料5	宜野湾市におけるごみ排出量の予測	(17)
資料6	関係法令	(26)
資料7	沖縄県内の一般廃棄物処理状況	(73)
資料8	不法投棄の現状と取組	(85)
資料9	災害廃棄物対策の重要事項	(95)
資料10	用語集	(99)



## 第1章 一般廃棄物処理基本計画について

### 1. 一般廃棄物処理計画

一般廃棄物処理計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する基本的な事項について、市町村に策定が義務づけられている計画です。

なお、計画策定に当たっては、「ごみ処理基本計画策定指針」及び「生活排水処理基本計画策定指針」などに沿って策定されます。

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋、基本計画に関係する条項）

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

## 2. 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物処理法」及び「宜野湾市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例」の規定に基づき策定するもので、市がその区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画です。

本計画では、市内全域（米軍施設内は除く）を対象とするとともに、市域内から排出される一般廃棄物の中間処理及び最終処分を行っている倉浜衛生施設組合（構成市町：本市、沖縄市及び北谷町）管内の一般廃棄物処理の枠組みを踏まえたものとします。

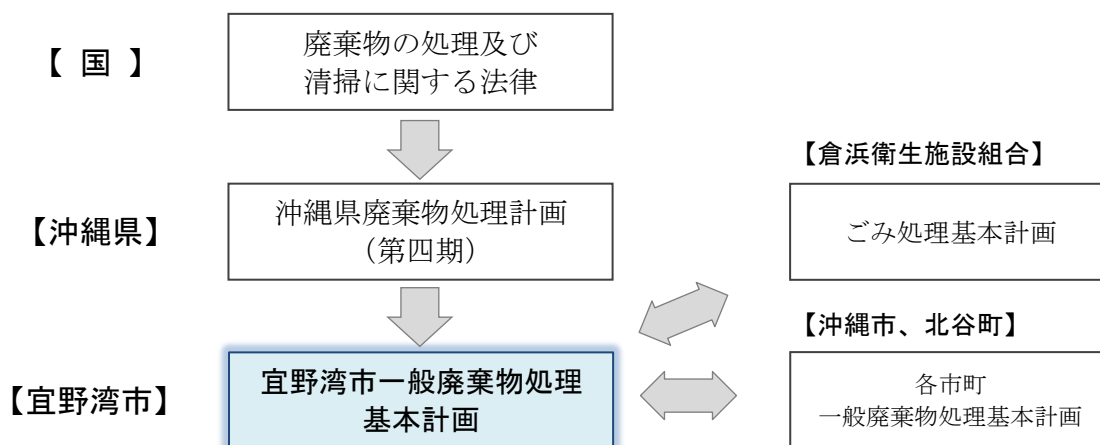


図 1-1 宜野湾市一般廃棄物処理基本計画の位置づけ（概要図）



### 3. 一般廃棄物処理計画の構成及び内容

一般廃棄物処理計画は、「長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）」と「基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）」から構成されています。また、それぞれ、ごみに関する部分と生活排水に関する部分から構成されています。

一般廃棄物処理基本計画は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。一般廃棄物処理基本計画の策定に当たっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、市民の要望等を踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について十分検討するとともに、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討する必要があります。

一般廃棄物処理実施計画は、一般廃棄物処理基本計画に基づき年度ごとに策定するものであり、一般廃棄物の排出の状況、処理主体、収集計画等を明確にし、市町村はこれに基づき一般廃棄物の処理を行っていくものとしています。

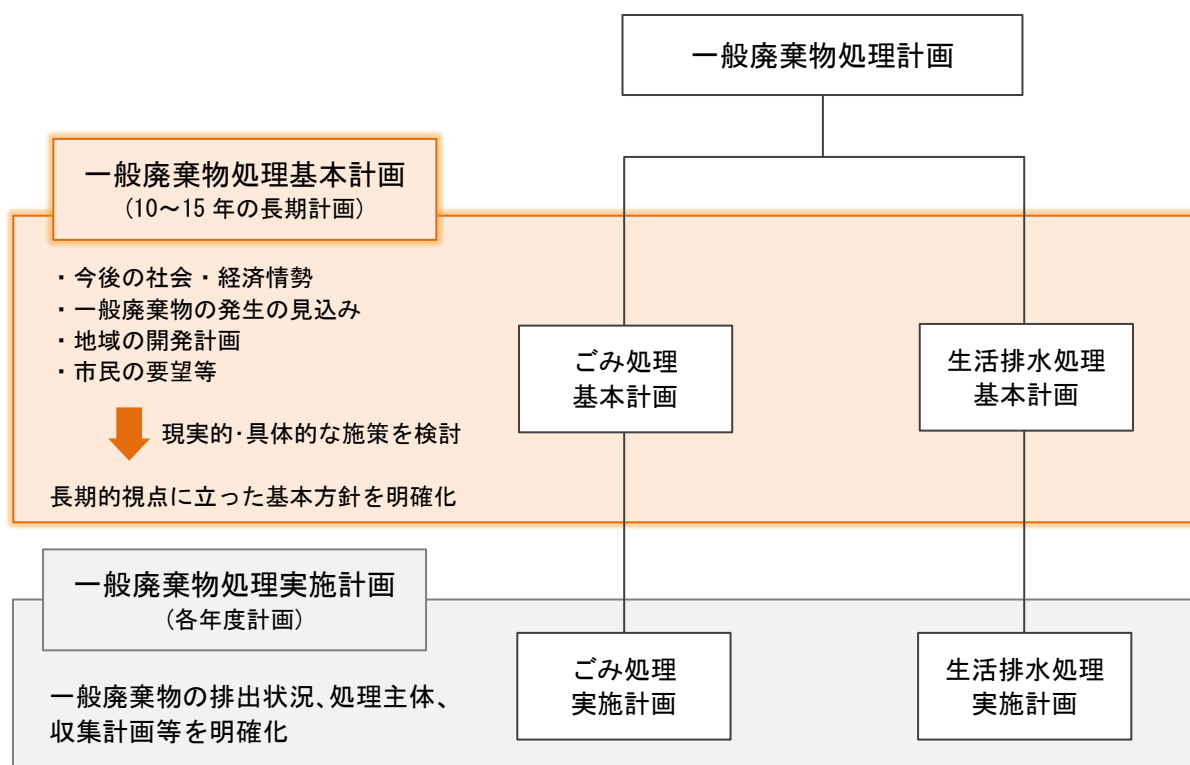


図 1-2 一般廃棄物処理計画の構成

## SDGs について

SDGs は「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」の略称であり、2015年9月の国連総会で採択された、社会が抱える様々な課題を解決し、よりよい世界を目指すための国際目標です。

SDGs は、2030 年を達成期限として、17 の目標と 169 のターゲットを定め、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、すべての国に共通する普遍的な目標となっています。

国は 2016 年 5 月に SDGs 推進本部を設置し、SDGs の達成に積極的に取り組んでおり、沖縄県においても「沖縄 21 世紀ビジョン」の将来像の実現に向けて SDGs を推進することとしています。また、「第 4 次宜野湾市総合計画後期基本計画編（令和 3 年 4 月策定）」でも、市民が安心して住み続けられる持続可能なまちづくりを進めるため、SDGs の目指す 17 の目標と各施策の関連付けを行っております。

特に、SDGs の目標 12 では「つくる責任 つかう責任」が掲げられ、持続可能な生産と消費を確保することを目標としており、食料の廃棄を半減させることや、廃棄物の発生を大幅に削減することなどをターゲットとした達成基準が示されています。これは、廃棄物処理法の目的である廃棄物の排出抑制や再生利用、適正処理等と重なることから、宜野湾市においても、SDGs の目標やターゲットを踏まえ、計画の見直しを行い、推進していくものとします。



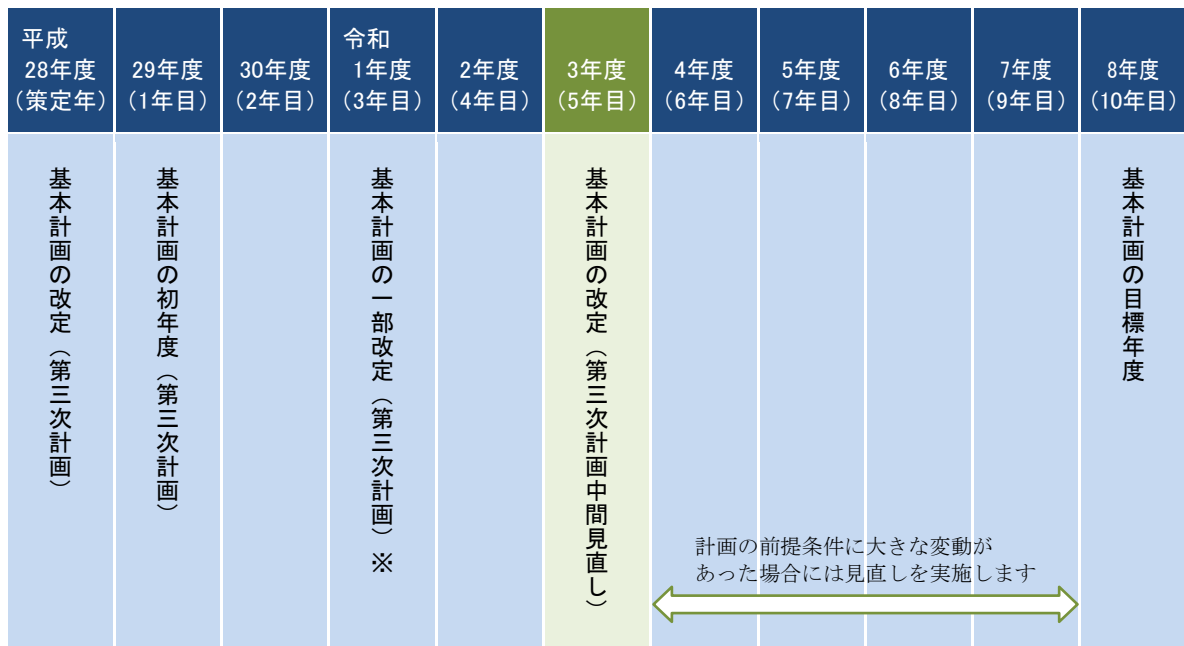
SDGs の 17 の目標

#### 4. 一般廃棄物処理基本計画の目標年度

本計画は平成 29 年度を初年度とし 10 年後の令和 8 年度を目標年度とします。

令和 8 年度における本市と周辺地域の将来の姿を想定し、地域の特性を活かしつつ、目標年度に理想とする一般廃棄物処理行政の確立を目指します。

また、本計画は計画期間において、おおむね 5 年ごとに改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行います。なお、今回は計画期間 5 年目における中間見直しとなっています。



※倉浜衛生施設組合及び構成市町において新たなし尿処理施設の整備を行うこととなった状況を受け、計画の一部改定を行っています。

図 1-3 宜野湾市一般廃棄物処理基本計画の目標年度

## 5. 一般廃棄物処理の基本理念

### (1) ごみ処理の基本理念

計画目標年度（令和8年度）におけるごみ処理の基本理念は、地域の特性を活かし、市民・事業者・行政が一体となったごみ処理行政を確立していく都市を目指すものとして、下記のとおり設定します。

豊かさを未来に伝えるまち宜野湾  
～ みんなでつくる循環型社会 ～

### (2) 生活排水処理の基本理念

計画目標年度（令和8年度）における生活排水処理の基本理念として、地域の特性を活かし、市民・事業者・行政が一体となって公共用水域の保全を図り、快適で安全な生活環境を構築することとし、下記のとおり設定します。

水環境の保全による  
快適で安全な生活環境の維持

## 6. ごみ処理の基本方針

本市では、市民・事業者・行政の3者の協働により循環型社会の形成を目指し、これまで国や沖縄県と同様に3R（リデュース：ごみの発生を抑制する、リユース：製品等の再利用、リサイクル：資源として再生可能なものについては再生利用をする）を推進してきましたが、今後はリフューズを追加した4Rを推進することで、さらなるごみの減量化に取り組めます。

本市の一般廃棄物処理の基本理念を達成するためのごみ処理に関する基本方針を以下のように定め、ごみの排出抑制及びごみの適正処理に向けて積極的に行動します。

※リフューズには、ごみになるものを断るなどの意味があります。

### < ごみ処理の基本方針 >

#### 基本方針1：市民・事業者・行政によるパートナーシップの促進

循環型社会の実現のために、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を分担し、3者がパートナーシップを築き、協働することでごみの減量・資源化に努めます。

#### 基本方針2：市民における4Rに基づく排出抑制・資源化の促進

循環型社会の実現のために、市民に対して、「Refuse（リフューズ）：ごみになるものを断る」、「Reduce（リデュース）：ごみの発生量を減らす」、「Reuse（リユース）：繰り返し使う」、「Recycle（リサイクル）：再び資源に戻す」の「4R」に基づき、排出抑制や資源化を推進します。また、数値目標を掲げ、さらなるごみの排出抑制及び資源化を促進します。

#### 基本方針3：事業者における排出者責任と4Rの促進

循環型社会の実現のために、事業者に対して、「拡大生産者責任」の観点から製品の製造から流通にかかる部分、また廃棄された後まで責任を持つように、排出者としての責任の徹底を促進します。また、排出者としての立場だけではなく、消費者としての立場から市民と同様、4Rの徹底を推進します。

#### 基本方針4：環境負荷が低く、効率的な清掃リサイクル事業の推進

循環型社会の実現のために、行政は、ごみの収集運搬から最終処分にいたるまで、環境負荷が低い清掃リサイクル事業やごみ処理コストの低減等の経済性を考慮した効率的な清掃リサイクル事業を推進します。また、コスト等の情報を公開するとともに市民や事業者の4Rを促進するために普及啓発を強化します。

#### 基本方針5：クリーンなまちづくりの推進

市民・事業者・行政は、ごみの排出抑制や資源化だけではなく、不法投棄の防止やポイ捨ての防止等、環境美化に対する意識の高揚に努め、3者が一体となって快適で住みやすいクリーンなまちづくりを推進します。

#### 基本方針6：広域処理体制の推進

中間処理から最終処分にいたるまで、沖縄市、北谷町、倉浜衛生施設組合と連携を強化し、広域処理体制のさらなる推進を図ります。

## 7. 生活排水処理の基本方針

本市では、公共下水道の整備推進と下水道への接続を促進します。

下水道の整備が困難な地域（下水道処理区域外の地域）については、合併処理浄化槽への転換を促進します。

浄化槽世帯に対しては、浄化槽を適正に管理してもらうように周知を図ります。

本市の一般廃棄物処理の基本理念を達成するための生活排水処理に関する基本方針を以下のように定め、公共用水域を保全し、快適な生活環境を目指すために積極的に行動します。

### < 生活排水処理の基本方針 >

#### 基本方針1：公共下水道への接続の促進

公共下水道の整備済地域については、下水道への接続を促進します。

#### 基本方針2：合併処理浄化槽の普及促進

公共下水道の未整備地域については、各家庭に対し、合併処理浄化槽への転換を促進します。

#### 基本方針3：浄化槽の適正管理の啓発

浄化槽設備の適正管理を設置者に啓発します。

## 第2章 ごみ処理基本計画

### 1. ごみ処理の現況

#### (1) ごみ処理体制

本市のごみの収集運搬は、一般家庭より排出される生活系ごみについては委託業者により行われており、事業所（飲食店、小売店、ホテル等）から排出される事業系ごみについては許可業者による収集となっています。

ごみの中間処理は、倉浜衛生施設組合のエコトピア池原（熱回収施設）において、燃やすごみの溶融処理を行い、溶融飛灰等については同組合のエコボウル倉浜（最終処分場）にて埋立処分を行っています。

また、同組合のエコループ池原（リサイクルセンター）において、燃やさないごみ及び不燃性粗大ごみの破碎・選別処理、かん類の選別・圧縮処理、びん類の選別処理、ペットボトル及び紙類の圧縮・梱包処理を行い、資源化物のリサイクル等を行っています。

以下に本市における収集運搬の概要を示し、図2-1にごみ処理の流れ（令和2年度）を示します。

#### 収集運搬の概要

収集区域：宜野湾市内全域（米軍施設内は除く）

収集業者：生活系ごみ …… 委託業者  
事業系ごみ …… 許可業者

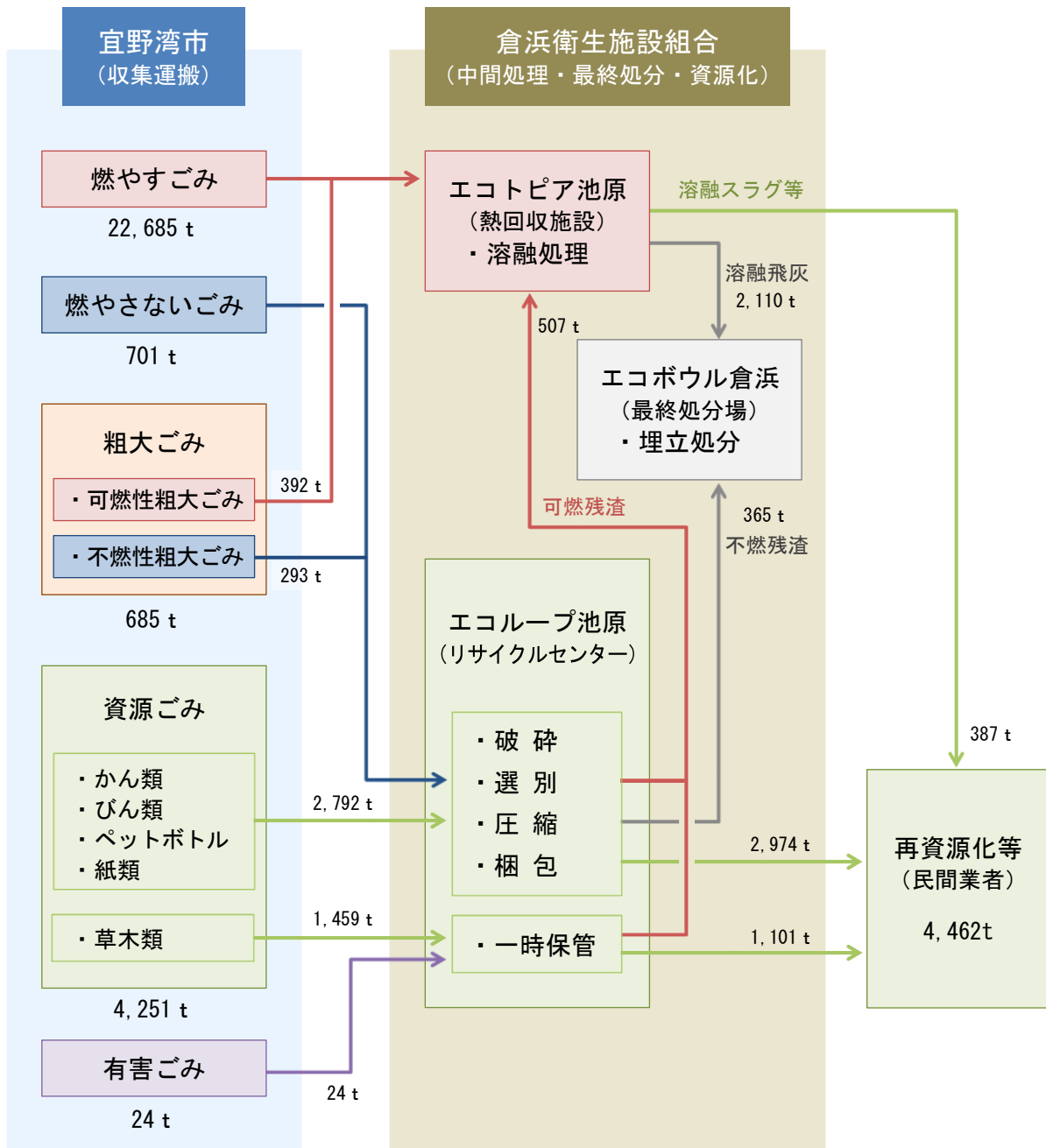
収集方式：門前収集方式・ステーション方式（生活系ごみ）※1

分別種類：生活系ごみ …… 燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源ごみ※2（5種分別）

事業系ごみ …… 燃やすごみ、燃やさないごみ、資源ごみ※2（3種分別）

※1 事業系ごみの収集方式は、事業者と許可業者との契約等に基づき個々に定められ、市として特定の収集方式を定めていません。

※2 「資源ごみ」は、かん類、びん類、ペットボトル、紙類、草木類に分類されます。



ごみ排出量 28,346 t

※四捨五入しているため合計が一致しない場合があります。  
 資料：「一般廃棄物処理実態調査」(環境省、宜野湾市)、  
 「令和2年度ごみ搬入及び処理状況年報」(倉浜衛生施設組合)

図 2-1 ごみ処理の流れ (令和2年度)







# 事業系ごみの分け方・出し方

～ぎのわん市 ごみの出し方三原則～  
**1. 分別して** **2. 指定日前日** **時までに** **3. 決まった場所へ**

袋(45ℓ)は透明、半透明を使用してください。

**燃やすごみ**

生ごみ  
※生ごみ処理機を使用して堆肥化・乾燥化させるのも有効です。

資源化できないごみ  
※汚物はトイレに流す。  
●ホース  
※ホースは50cm未満に切ってください。

プラスチック類

**燃やさないごみ**

陶器、瀬戸物、ガラス類、茶碗、皿、耐熱ガラスなど  
●カサ  
りもってしぼって  
●ハンガー

**資源ごみ**

●中が見える透明(45ℓ)を使用してください。 ※段ボール・指定袋は使用しないでください。

雑草 雑紙 新聞・チラシ 段ボール

軽く水洗いしましょう。スプレー缶 穴を開け、ガス抜き

※口は固くしばってください。

**ペットボトル・かん・びんの出し方**

ペットボトル  
●キャップをはずしてラベルをはがす  
●軽く水洗いをする

かん  
●軽くすすいで出してください。

びん  
●キャップ・ふたを外す  
●軽くすすいで出してください。  
●飲料のびん  
●化粧品びん

**別料金**

●草木・粗大ごみ・一時多量ごみは別料金にて承ります。事前にご連絡ください。

●ブルーシート  
●電子レンジ  
●物干竿・のぼり  
●ガスコンロ  
●布団・毛布  
●一時多量ごみ

家電リサイクル法により、テレビ・エアコン・冷蔵庫洗濯機は販売店に引き取ってもらってください。(有料)

分別されていないごみは契約できません  
※資源ごみ、燃やさないごみに、資源ごみ(かん・びん・ペットボトル・缶)の混入が見られます。  
**× ごちゃまぜはダメです!!**

**産業廃棄物**  
市では処理出来ません  
※電話番号等の産業廃棄物処理のページをご覧ください。

その他  
●グリストラップ(汚泥)  
●火薬・オイル  
●ペンキ  
●シンナー・肥料  
●建築廃材  
●洗却灰・農薬・木灰  
●土・砂・コンクリート  
●廃プラ(農用ビニール)  
●車・オートバイの部品等

契約収集についてのお問い合わせ先 \*事業系ごみは地域区割があります。役所または下記へお問い合わせください。

**事業系ごみ収集運搬業者(許可業者)**

名称	所在地	連絡先
(有)森屋衛生	宜野湾市新城 2-23-6	892-1148
(有)米須衛生社	宜野湾市愛知 3-16-39	893-4984
(有)照喜名衛生社	宜野湾市長田 2-12-12	892-2502

**廃棄物処理業者**

名称	処理品目	所在地	連絡先
株環境ソリューション	タイヤ・バッテリー・原油・汚泥・燃プラスチック等	沖縄市字登川3328	937-8660
(有)沖縄クリーン工業	野廃木・鋭くい虫処理木・風倒木・草木	うるま市字石川山城686	982-5910
拓南商事株	家電リサイクル4品目(指定回収場所)	うるま市字州筋8-2	934-8010
株式会社リサイクル研究センター		沖縄市字登川3513-1	939-9808
沖縄県医療廃棄物事業協同組合	医療廃棄物	沖縄市字登川3410-1	939-9999
(有)照喜名衛生社		宜野湾市長田 2-12-12	892-2502
有宜野湾クリーンサービス	一時多量ごみ	宜野湾市大山 3-28-5	898-9341

ごみに関するお問い合わせ 宜野湾市 市民経済部 環境対策課 098-893-4411(代) (内線452~455)

平成30年3月作成

図 2-3 事業系ごみの分別ポスター

## ②収集運搬体制

本市のごみの収集運搬は、一般家庭から排出される生活系ごみは委託業者によって行われ、事業所等から排出される事業系ごみは許可業者によって行われています。

### 1) 収集区域

本市には、自家処理区域はなく、市内全域（米軍施設内は除く）が収集区域となっています。

### 2) 収集方式

生活系ごみの収集方式は、門前収集及びステーション方式により行っています。

パッカー車等のごみ収集車両が門前まで行くことができない箇所について、ステーション方式により生活系ごみの収集を行っています。

事業系ごみは、事業者と許可業者との契約により収集が行われるため、特に収集方式は定めていません。

### 3) 収集頻度

生活系ごみの収集頻度を以下に示します。

表 2-1 生活系ごみの収集頻度

ごみの種類		収集頻度	備考
燃やすごみ		週2回	
燃やさないごみ		月2回	
資源ごみ	草木	月2回	
	かん	週1回	
	びん	週1回	
	紙	週1回	
	ペットボトル	月2回	
有害ごみ		週1回	
粗大ごみ		申込制	

### ③中間処理体制

本市の中間処理は、本市、沖縄市及び北谷町の3市町で構成されている倉浜衛生施設組合のエコトピア池原（熱回収施設）及びエコループ池原（リサイクルセンター）にて行われています。

エコトピア池原（熱回収施設）では、燃やすごみの熔融処理が行われています。

エコループ池原（リサイクルセンター）では、燃やさないごみ及び不燃性粗大ごみの破碎・選別処理、かん類の選別・圧縮処理、びん類の選別処理、ペットボトル及び紙類の圧縮・梱包処理を行い、資源化が行われています。



図 2-4 エコトピア池原（熱回収施設）及びエコループ池原（リサイクルセンター）の外観

表 2-2 エコトピア池原（熱回収施設）及びエコループ池原（リサイクルセンター）の概要

施設名称	エコトピア池原（熱回収施設）
所在地	沖縄市字池原 3394 番地
施設規模	309 t/日（103t/24h×3 炉）
熔融焼却設備	流動床式ガス化熔融炉
余熱利用設備	蒸気タービン発電機及び蒸気利用方式（最大出力 6,000kW）
建築面積	5,059.55 m <sup>2</sup>
延床面積	9,425.85 m <sup>2</sup>
構造	鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート及び鉄筋コンクリート造、地下1階、地上4階
施設名称	エコループ池原（リサイクルセンター）
所在地	沖縄市字池原 3394 番地
施設規模	82 t/日（5h）
建築面積	3,195.33 m <sup>2</sup>
延床面積	5,480.57 m <sup>2</sup>
構造	鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート及び鉄筋コンクリート造、地上4階
竣工	平成 22 年 3 月

資料：「倉浜衛生施設組合ホームページ、パンフレット」

#### ④最終処分体制

中間処理により発生する溶融飛灰及び破碎残渣は、倉浜衛生施設組合のエコボウル倉浜（最終処分場）にて埋立処分が行われています。



図 2-5 エコボウル倉浜（最終処分場）の外観

表 2-3 エコボウル倉浜（最終処分場）の概要

施設名称	エコボウル倉浜（最終処分場）
所在地	沖縄市字倉敷 111 番地
施設規模	埋立処分場：埋立面積 38,000m <sup>2</sup> 、埋立容量 400,000m <sup>3</sup> 浸出水処理施設：処理能力 140m <sup>3</sup> /日
処理方式	埋立処分場：準好気性埋立・サンドイッチ工法 浸出水処理施設：接触ばっ気生物処理＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着
竣工	平成 8 年 12 月

資料：「倉浜衛生施設組合ホームページ」、「一般廃棄物最終処分場パンフレット」

## (2) ごみ処理の実績

### ①ごみの総排出量

本市における令和2年度のごみ総排出量は28,346トン/年であり、1人1日当たりのごみ排出量は775グラムとなります。

令和元年度における1人1日当たりのごみ排出量(772グラム)は、全国平均値(918グラム)や沖縄県平均値(889グラム)と比較すると低い値となっています。

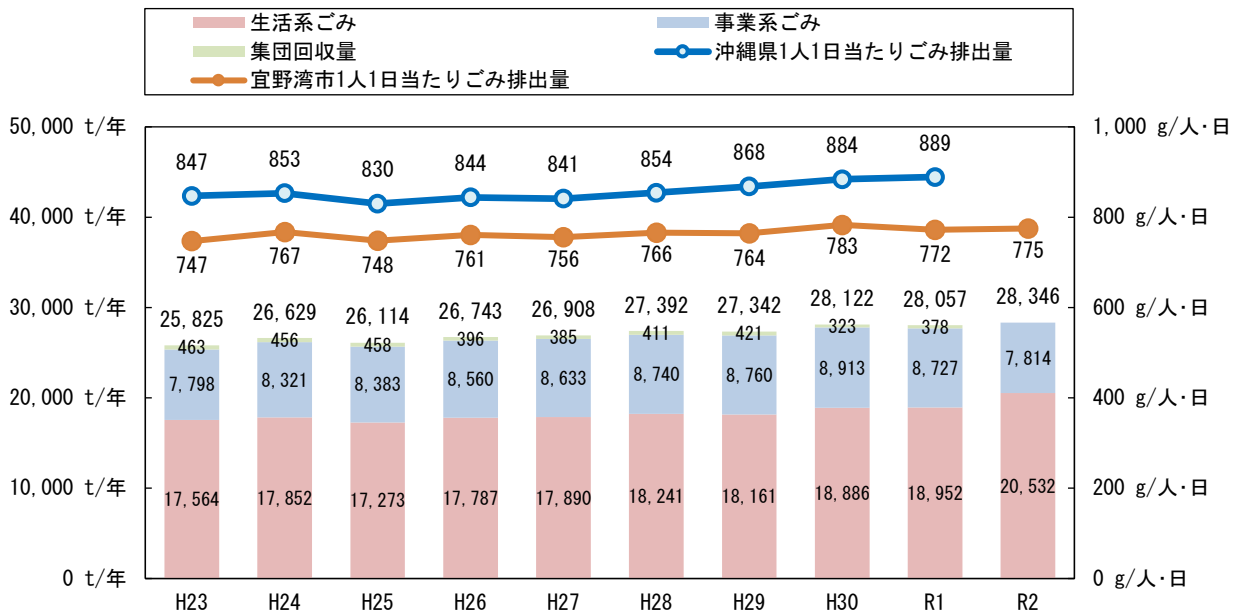


図 2-6 宜野湾市のごみ排出量の推移

表 2-4 宜野湾市のごみ排出量の推移

年度	項目 人口 (人)	ごみ排出量 (t/年)				1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)		
		生活系	事業系	集団回収量 (生活系)	総排出量	宜野湾市	沖縄県平均	全国平均
平成23年度	94,417	17,564 (68.0%)	7,798 (30.2%)	463 (1.8%)	25,825	747	847	976
平成24年度	95,099	17,852 (67.0%)	8,321 (31.2%)	456 (1.7%)	26,629	767	853	964
平成25年度	95,643	17,273 (66.1%)	8,383 (32.1%)	458 (1.8%)	26,114	748	830	958
平成26年度	96,340	17,787 (66.5%)	8,560 (32.0%)	396 (1.5%)	26,743	761	844	947
平成27年度	97,302	17,890 (66.5%)	8,633 (32.1%)	385 (1.4%)	26,908	756	841	939
平成28年度	97,964	18,241 (66.6%)	8,740 (31.9%)	411 (1.5%)	27,392	766	854	925
平成29年度	98,053	18,161 (66.4%)	8,760 (32.0%)	421 (1.5%)	27,342	764	868	920
平成30年度	98,435	18,886 (67.2%)	8,913 (31.7%)	323 (1.1%)	28,122	783	884	918
令和元年度	99,321	18,952 (67.5%)	8,727 (31.1%)	378 (1.3%)	28,057	772	889	918
令和2年度	100,230	20,532 (72.4%)	7,814 (27.6%)	0 (0.0%)	28,346	775	-	-

※人口は、外国人が含まれている人口になります。

※ ( ) 内の構成割合は、四捨五入しているため合計が100%にならないことがあります。

資料：「一般廃棄物処理実態調査」(環境省、宜野湾市)

## ②ごみの種類別排出量

### 1) 生活系ごみ

本市における生活系ごみの種類別排出量の推移を以下に示します。

生活系ごみの排出量は平成 25 年度以降、増加傾向にあり、特に令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛などにより、家庭から排出されるごみが例年よりも大きく増加していると考えられます。

令和 2 年度のそれぞれの排出量は、燃やすごみが 15,121 トン (73.6%)、燃やさないごみが 630 トン (3.1%)、粗大ごみが 685 トン (3.3%)、資源ごみが 4,072 トン (19.8%)、有害ごみが 24 トン (0.12%) となっています。

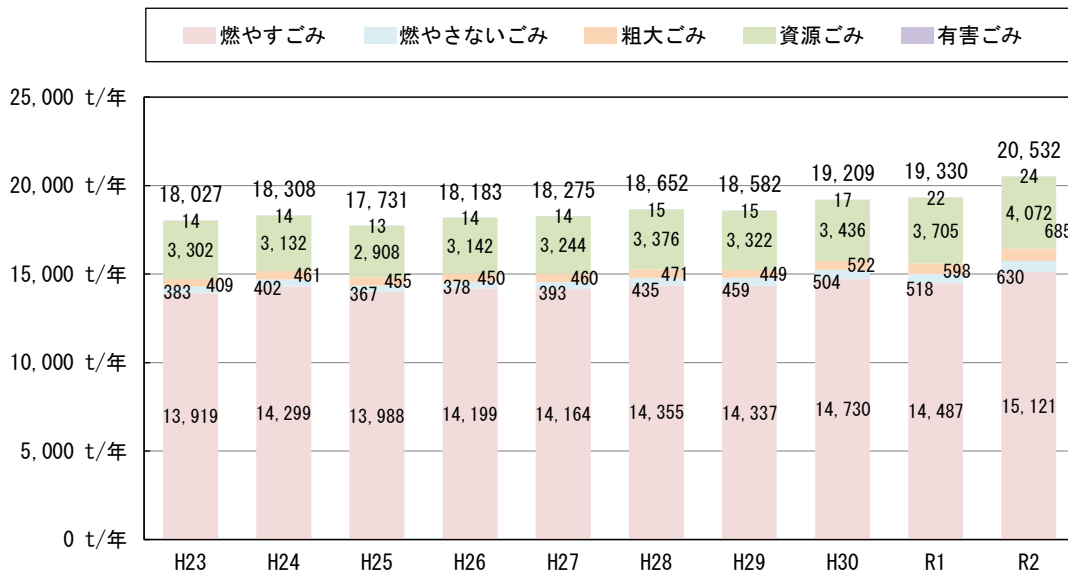


図 2-7 宜野湾市の生活系ごみの種類別排出量の推移

表 2-5 宜野湾市の生活系ごみの種類別排出量の推移

単位：t/年

項目 年度	燃やすごみ	燃やさないごみ	粗大ごみ	資源ごみ	有害ごみ	合計	1人1日当たり ごみ排出量 (g/人・日)
平成23年度	13,919 (77.2%)	383 (2.1%)	409 (2.3%)	3,302 (18.3%)	14 (0.08%)	18,027	522
平成24年度	14,299 (78.1%)	402 (2.2%)	461 (2.5%)	3,132 (17.1%)	14 (0.08%)	18,308	527
平成25年度	13,988 (78.9%)	367 (2.1%)	455 (2.6%)	2,908 (16.4%)	13 (0.07%)	17,731	508
平成26年度	14,199 (78.1%)	378 (2.1%)	450 (2.5%)	3,142 (17.3%)	14 (0.08%)	18,183	517
平成27年度	14,164 (77.5%)	393 (2.2%)	460 (2.5%)	3,244 (17.7%)	14 (0.08%)	18,275	513
平成28年度	14,355 (77.0%)	435 (2.3%)	471 (2.5%)	3,376 (18.1%)	15 (0.08%)	18,652	522
平成29年度	14,337 (77.2%)	459 (2.5%)	449 (2.4%)	3,322 (17.9%)	15 (0.08%)	18,582	519
平成30年度	14,730 (76.7%)	504 (2.6%)	522 (2.7%)	3,436 (17.9%)	17 (0.09%)	19,209	535
令和元年度	14,487 (74.9%)	518 (2.7%)	598 (3.1%)	3,705 (19.2%)	22 (0.11%)	19,330	532
令和2年度	15,121 (73.6%)	630 (3.1%)	685 (3.3%)	4,072 (19.8%)	24 (0.12%)	20,532	561

※ ( ) 内の構成割合は、四捨五入しているため合計が 100% にならないことがあります。

※資源ごみには、集団回収量を含んでいます。

資料：「一般廃棄物処理実態調査」(環境省、宜野湾市)

## 2) 事業系ごみ

本市における事業系ごみの種類別排出量の推移を以下に示します。

事業系ごみの排出量は平成 23 年度以降、増加傾向にありましたが、令和元年度及び令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響による飲食店等の営業時間短縮が行われ、飲食店を中心とした事業系ごみが例年よりも大きく減少しています。

令和 2 年度のそれぞれの排出量は、燃やすごみが 7,564 トン (96.8%)、燃やさないごみが 71 トン (0.9%)、資源ごみが 179 トン (2.3%)、粗大ごみ、有害ごみがともに 0 トン (0.0%) となっています。

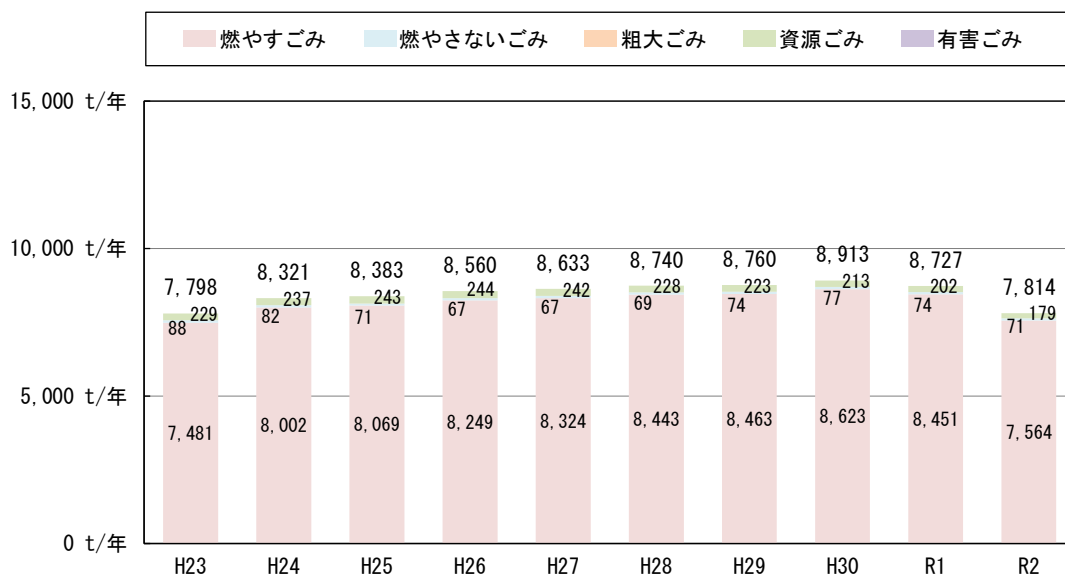


図 2-8 宜野湾市の事業系ごみの種類別排出量の推移

表 2-6 宜野湾市の事業系ごみの種類別排出量の推移

単位：t / 年

項目 年度	燃やすごみ	燃やさないごみ	粗大ごみ	資源ごみ	有害ごみ	合計
平成 23 年度	7,481 (95.9%)	88 (1.1%)	0 (0.0%)	229 (2.9%)	0 (0.0%)	7,798
平成 24 年度	8,002 (96.2%)	82 (1.0%)	0 (0.0%)	237 (2.8%)	0 (0.0%)	8,321
平成 25 年度	8,069 (96.3%)	71 (0.8%)	0 (0.0%)	243 (2.9%)	0 (0.0%)	8,383
平成 26 年度	8,249 (96.4%)	67 (0.8%)	0 (0.0%)	244 (2.9%)	0 (0.0%)	8,560
平成 27 年度	8,324 (96.4%)	67 (0.8%)	0 (0.0%)	242 (2.8%)	0 (0.0%)	8,633
平成 28 年度	8,443 (96.6%)	69 (0.8%)	0 (0.0%)	228 (2.6%)	0 (0.0%)	8,740
平成 29 年度	8,463 (96.6%)	74 (0.8%)	0 (0.0%)	223 (2.5%)	0 (0.0%)	8,760
平成 30 年度	8,623 (96.7%)	77 (0.9%)	0 (0.0%)	213 (2.4%)	0 (0.0%)	8,913
令和元年度	8,451 (96.8%)	74 (0.8%)	0 (0.0%)	202 (2.3%)	0 (0.0%)	8,727
令和 2 年度	7,564 (96.8%)	71 (0.9%)	0 (0.0%)	179 (2.3%)	0 (0.0%)	7,814

※ ( ) 内の構成割合は、四捨五入しているため合計が 100%にならないことがあります。

資料：「一般廃棄物処理実態調査」(環境省、宜野湾市)



### 3) 生活系ごみと事業系ごみの合計

本市におけるごみ種類別排出量の推移を以下に示します。

燃やすごみについては平成 25 年度以降、増加する傾向にありましたが、平成 30 年度をピークに減少に転じ、以降は 2 年連続で減少しています。また、燃やさないごみは平成 25 年度以降、増加し続けており、令和 2 年度は 100 トン以上の大幅な増加を示しています。粗大ごみは平成 29 年度までは 450～470 トン程度で推移していましたが、平成 30 年度以降、増加する傾向にあります。資源ごみは平成 25 年度までは減少していましたが、その後、3,500 トン前後で推移し、令和元年度に大幅な増加を示しており令和 2 年度には 4,251 トンとなっています。

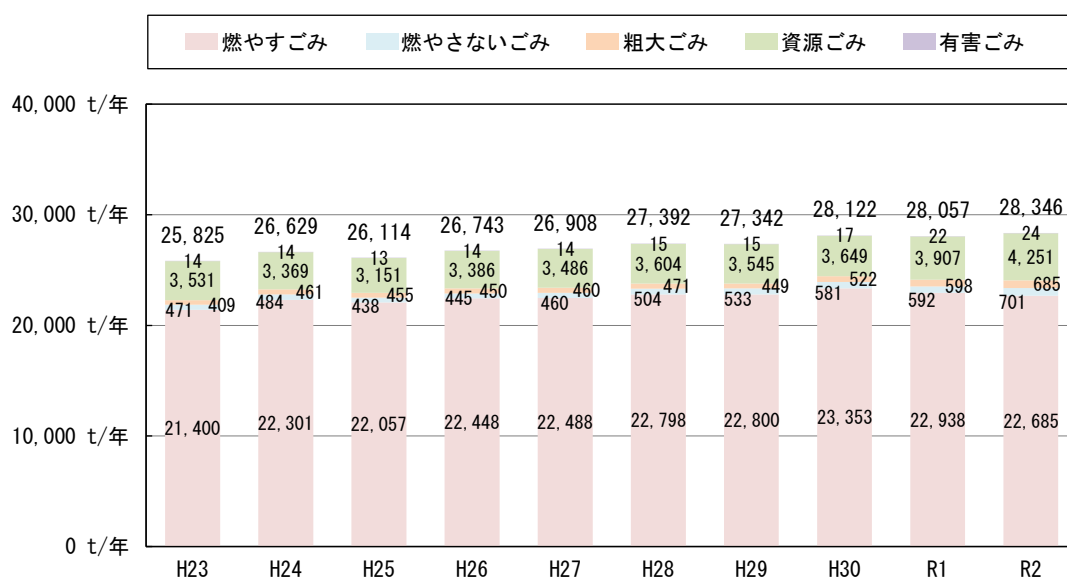


図 2-9 宜野湾市のごみの種類別排出量 (生活系+事業系) の推移

表 2-7 宜野湾市のごみの種類別排出量 (生活系+事業系) の推移 単位：t/年

項目 年度	燃やすごみ	燃やさないごみ	粗大ごみ	資源ごみ	有害ごみ	合計
平成 23 年度	21,400 (82.9%)	471 (1.8%)	409 (1.6%)	3,531 (13.7%)	14 (0.05%)	25,825
平成 24 年度	22,301 (83.7%)	484 (1.8%)	461 (1.7%)	3,369 (12.7%)	14 (0.05%)	26,629
平成 25 年度	22,057 (84.5%)	438 (1.7%)	455 (1.7%)	3,151 (12.1%)	13 (0.05%)	26,114
平成 26 年度	22,448 (83.9%)	445 (1.7%)	450 (1.7%)	3,386 (12.7%)	14 (0.05%)	26,743
平成 27 年度	22,488 (83.6%)	460 (1.7%)	460 (1.7%)	3,486 (13.0%)	14 (0.05%)	26,908
平成 28 年度	22,798 (83.2%)	504 (1.8%)	471 (1.7%)	3,604 (13.2%)	15 (0.05%)	27,392
平成 29 年度	22,800 (83.4%)	533 (1.9%)	449 (1.6%)	3,545 (13.0%)	15 (0.05%)	27,342
平成 30 年度	23,353 (83.0%)	581 (2.1%)	522 (1.9%)	3,649 (13.0%)	17 (0.06%)	28,122
令和元年度	22,938 (81.8%)	592 (2.1%)	598 (2.1%)	3,907 (13.9%)	22 (0.08%)	28,057
令和 2 年度	22,685 (80.0%)	701 (2.5%)	685 (2.4%)	4,251 (15.0%)	24 (0.08%)	28,346

※ ( ) 内の構成割合は、四捨五入しているため合計が 100%にならないことがあります。

※資源ごみには、集団回収量を含んでいます。

資料：「一般廃棄物処理実態調査」(環境省、宜野湾市)

### ③ごみの処理状況

本市におけるごみの処理状況の推移を以下に示します。

ごみの処理状況では、直接焼却量が最も多く、全体の約8割を占めています。

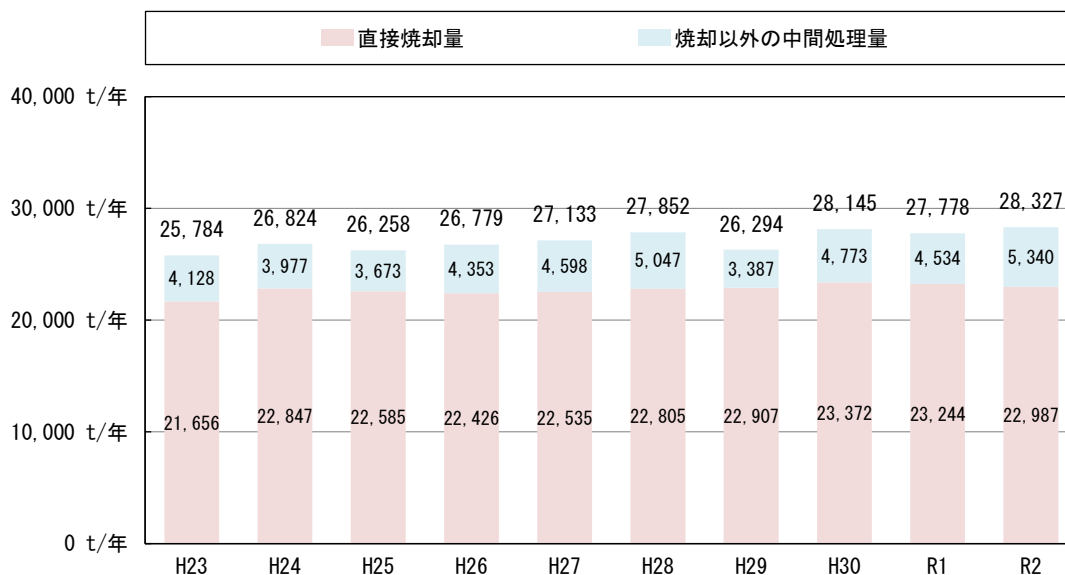


図 2-10 宜野湾市のごみ処理状況の推移

表 2-8 宜野湾市のごみ処理状況の推移

単位：t/年

年度	項目	直接焼却量	焼却以外の中間処理量	合計
平成 23 年度		21,656 (84.0%)	4,128 (16.0%)	25,784
平成 24 年度		22,847 (85.2%)	3,977 (14.8%)	26,824
平成 25 年度		22,585 (86.0%)	3,673 (14.0%)	26,258
平成 26 年度		22,426 (83.7%)	4,353 (16.3%)	26,779
平成 27 年度		22,535 (83.1%)	4,598 (16.9%)	27,133
平成 28 年度		22,805 (81.9%)	5,047 (18.1%)	27,852
平成 29 年度		22,907 (87.1%)	3,387 (12.9%)	26,294
平成 30 年度		23,372 (83.0%)	4,773 (17.0%)	28,145
令和元年度		23,244 (83.7%)	4,534 (16.3%)	27,778
令和 2 年度		22,987 (81.1%)	5,340 (18.9%)	28,327

※ ( ) 内の構成割合は、四捨五入しているため合計が 100%にならないことがあります。  
資料：「一般廃棄物処理実態調査」(環境省、宜野湾市)

#### ④ごみの資源化状況

本市における資源化の状況の推移を以下に示します。

令和2年度における資源化量は肥料が最も多く1,101トン、資源化量全体の約25%となっており、次いでガラス類が755トンで約17%、紙類が673トンで約15%の順となっています。また、令和2年度の総排出量に対する資源化量の割合（再生利用率）は15.7%となっています。

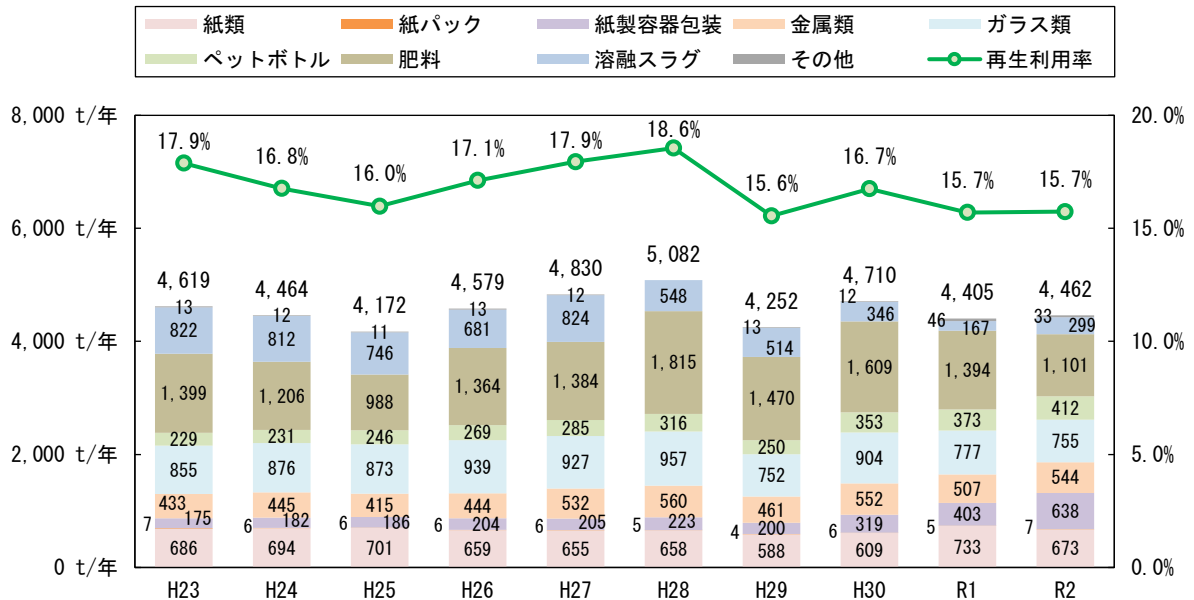


図 2-11 宜野湾市のごみの資源化量の推移

表 2-9 宜野湾市のごみの資源化量の推移

単位：t/年

年度	紙類	紙パック	紙製容器包装	金属類	ガラス類	ペットボトル	肥料	溶融スラグ	その他	合計	総排出量に対する割合(再生利用率)
H23	686	7	175	433	855	229	1,399	822	13	4,619	17.9%
H24	694	6	182	445	876	231	1,206	812	12	4,464	16.8%
H25	701	6	186	415	873	246	988	746	11	4,172	16.0%
H26	659	6	204	444	939	269	1,364	681	13	4,579	17.1%
H27	655	6	205	532	927	285	1,384	824	12	4,830	17.9%
H28	658	5	223	560	957	316	1,815	548	0	5,082	18.6%
H29	588	4	200	461	752	250	1,470	514	13	4,252	15.6%
H30	609	6	319	552	904	353	1,609	346	12	4,710	16.7%
R1	733	5	403	507	777	373	1,394	167	46	4,405	15.7%
R2	673	7	638	544	755	412	1,101	299	33	4,462	15.7%

※再生利用率(%) = 総資源化量(t/年) ÷ ごみ総排出量(t/年) × 100

※紙類には集団回収の紙類を含んでいます。

資料：「一般廃棄物処理実態調査」(環境省、宜野湾市)

### ⑤可燃ごみの性状

本市のごみ処理を実施している倉浜衛生施設組合における可燃ごみのごみ質分析結果の推移を以下に示します。

令和2年度のごみ質は、紙・布類の割合が最も高く約52%を占めており、次いでビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類の約30%となっています。

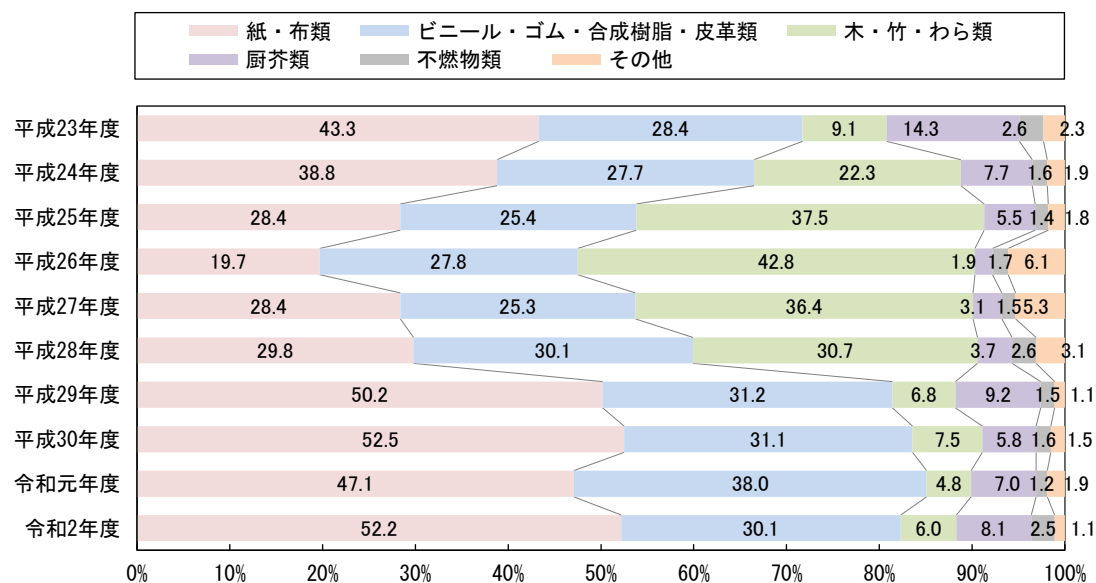


図 2-12 倉浜衛生施設組合における可燃ごみの性状

表 2-10 倉浜衛生施設組合における可燃ごみの性状

項目		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
種類組成	紙・布類	43.3%	38.8%	28.4%	19.7%	28.4%	29.8%	50.2%	52.5%	47.1%	52.2%
	ビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類	28.4%	27.7%	25.4%	27.8%	25.3%	30.1%	31.2%	31.1%	38.0%	30.1%
	木・竹・わら類	9.1%	22.3%	37.5%	42.8%	36.4%	30.7%	6.8%	7.5%	4.8%	6.0%
	厨芥類	14.3%	7.7%	5.5%	1.9%	3.1%	3.7%	9.2%	5.8%	7.0%	8.1%
	不燃物類	2.6%	1.6%	1.4%	1.7%	1.5%	2.6%	1.5%	1.6%	1.2%	2.5%
	その他	2.3%	1.9%	1.8%	6.1%	5.3%	3.1%	1.1%	1.5%	1.9%	1.1%
三成分	水分	45.1%	36.2%	35.5%	31.3%	29.5%	29.4%	38.4%	40.4%	42.4%	40.1%
	灰分	5.9%	5.9%	4.7%	5.7%	5.8%	6.1%	6.3%	6.5%	6.2%	6.6%
	可燃分	49.0%	57.9%	59.8%	63.0%	64.7%	64.5%	55.3%	53.1%	51.4%	53.3%
低位発熱量 実測値 (kJ/kg)		10,463	11,555	12,358	12,600	13,408	13,508	11,856	9,965	8,605	10,378

※四捨五入しているため合計が100%にならないことがあります。

資料：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）、倉浜衛生施設組合提供資料

## ⑥ごみ処理経費

本市における令和元年度のごみ処理経費を以下に示します。

本市のごみ処理経費（組合分担金含む）は年間約 6.6 億円となっており、ごみ量 1 トン当たりに換算すると約 23,700 円、市民 1 人当たりでは約 6,600 円となっています。

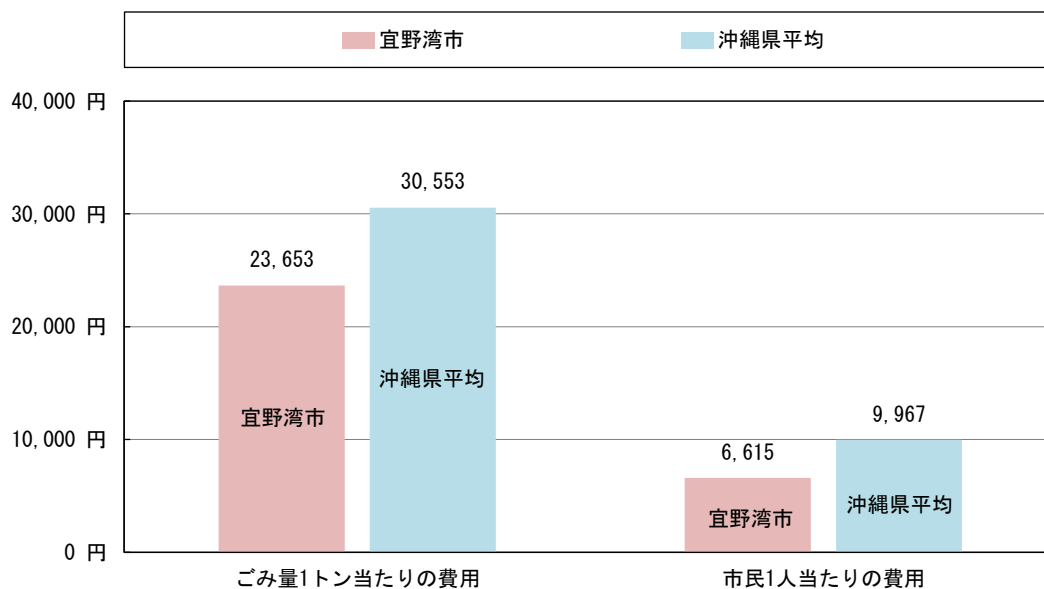


図 2-13 宜野湾市と沖縄県平均のごみ処理経費の比較（令和元年度）

表 2-11 宜野湾市と沖縄県平均のごみ処理経費の比較（令和元年度）

項目	宜野湾市	沖縄県平均
ごみ処理経費	657,035,000 円	14,740,946,000 円
ごみ量 1 トン当たりの費用	23,653 円/t	30,553 円/t
住民 1 人当たりの費用	6,615 円/人	9,967 円/人
ごみ処理量	27,778 t	482,468 t
人口	99,321 人	1,478,957 人

資料：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省、宜野湾市）

本市の令和2年度のごみ処理経費（組合分担金除く）の歳出は274,771千円となっており、歳入は、138,644千円となっています。

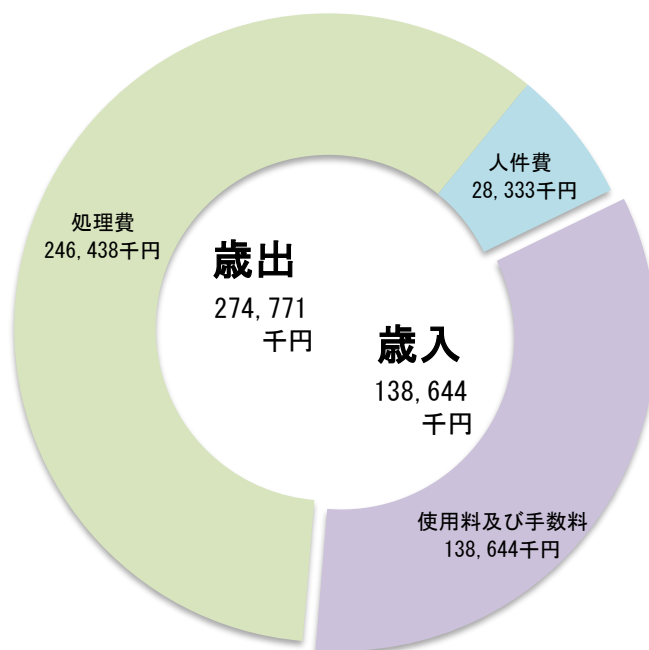


図 2-14 令和2年度におけるごみ処理経費（歳出・歳入）

表 2-12 令和2年度におけるごみ処理経費（歳出・歳入）

歳出	人件費	28,333 千円
	処理費	246,438 千円
	合計	274,771 千円
歳入	使用料及び手数料	138,644 千円

※「手数料」は、ごみの収集・運搬、処理等のサービスの対価として徴収する料金（指定袋料金等）です。

資料：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省、宜野湾市）

### (3) ごみ処理の実績

#### ①全国・沖縄県・沖縄県内市町村の実績値との比較

令和元年度及び令和2年度における本市のごみ処理の実績値と全国及び沖縄県の実績値との比較を以下に示します。

令和元年度における1人1日当たりのごみ排出量は本市が772グラムとなっており、全国平均(918グラム)及び沖縄県平均(889グラム)の値より下回っています。

再生利用率(ごみ総排出量に対する資源化量の割合)は本市が15.7%となっており、全国平均(19.6%)の値より下回っていますが、沖縄県平均(14.5%)の値より上回っています。

最終処分率は本市が8.2%となっており、全国平均(8.9%)の値より下回っていますが、沖縄県平均(6.6%)の値より上回っています。

表 2-13 全国・沖縄県の実績値との比較

項目	全国 令和元年度	沖縄県 令和元年度	宜野湾市	
			令和元年度	令和2年度
1人1日当たりのごみ排出量	918 g/人・日	889 g/人・日	772 g/人・日	775 g/人・日
再生利用率 (リサイクル率)	19.6 % (19.6 %)	14.5 % (14.5 %)	15.7 % (15.6 %)	15.7 % (15.8 %)
最終処分量(率)	8.9 %	6.6 %	8.2 %	8.7 %

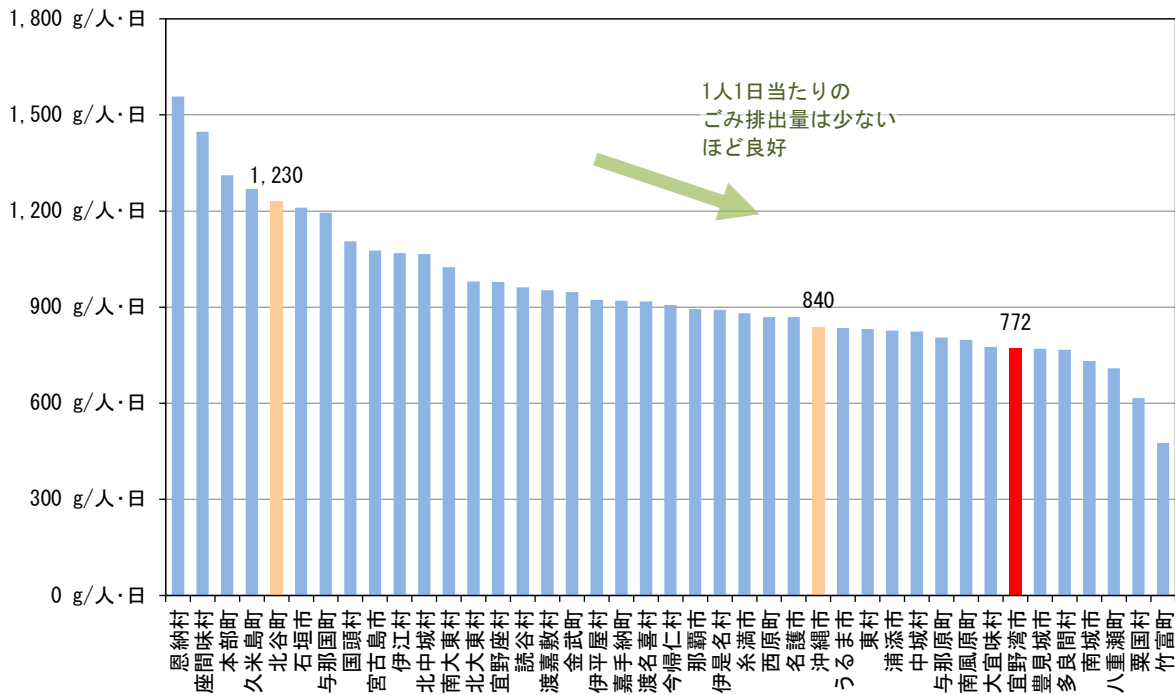
※1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日) = ごみ総排出量(t/年) ÷ 人口(人) ÷ 365 または 366日 × 1,000,000

※再生利用率(%) = 総資源化量(t/年) ÷ ごみ総排出量(t/年) × 100

※リサイクル率(%) = 総資源化量(t/年) ÷ [ごみ処理量(t/年) + 集団回収量(t/年)] × 100

※最終処分率(%) = 最終処分量(t/年) ÷ ごみ総排出量(t/年) × 100

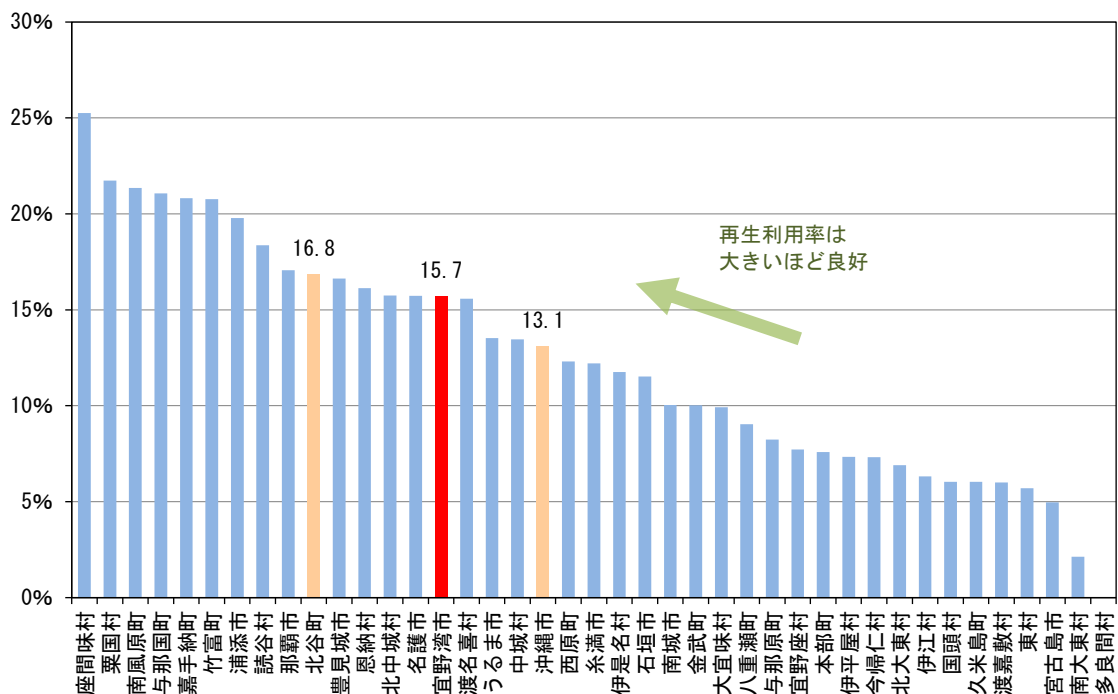
資料:「一般廃棄物処理実態調査」(環境省、宜野湾市)



※1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日) = ごみ総排出量(t/年) ÷ 人口(人) ÷ 365 または 366日 × 1,000,000  
 ※グラフでは、倉浜衛生施設組合の構成市町を強調するため、沖繩市及び北谷町はオレンジ色で示し、宜野湾市は赤色で示しています。

資料：「一般廃棄物処理実態調査」(環境省、宜野湾市)

図 2-15 沖縄県内市町村の1人1日当たりのごみ(生活系と事業系の合計)排出量(令和元年度)



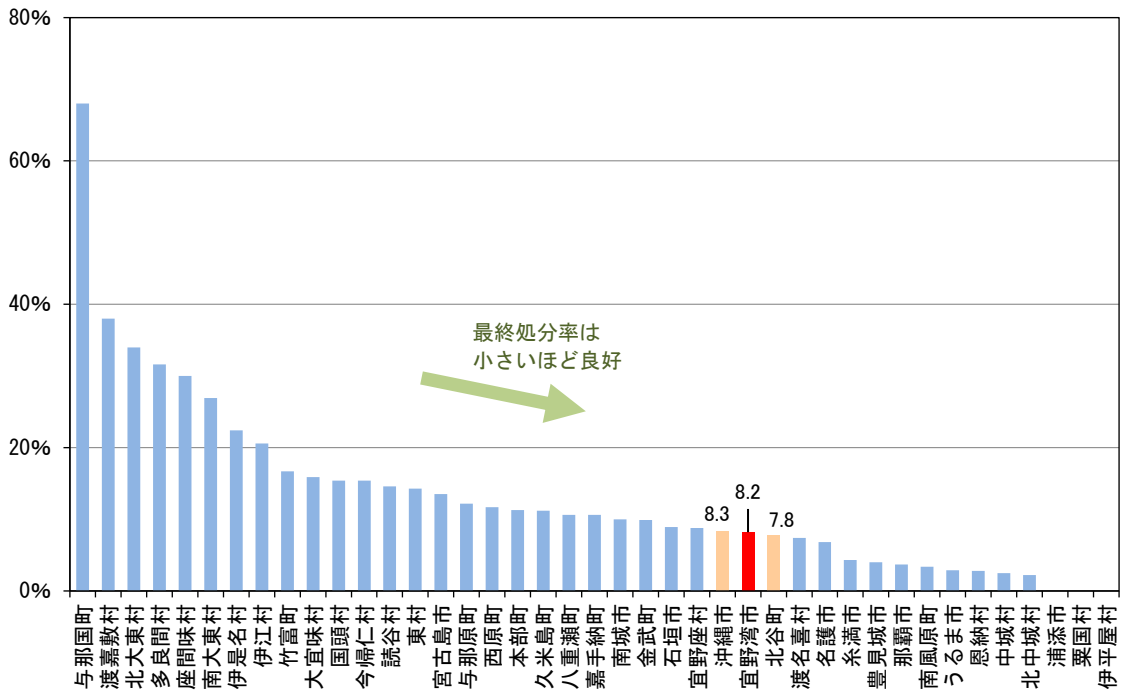
※再生利用率(%) = 総資源化量(t/年) ÷ ごみ総排出量 × 100

※グラフでは、倉浜衛生施設組合の構成市町を強調するため、沖繩市及び北谷町はオレンジ色で示し、宜野湾市は赤色で示しています。

資料：「一般廃棄物処理実態調査」(環境省、宜野湾市)

図 2-16 沖縄県内市町村の再生利用率(令和元年度)





※最終処分率 (%) = 最終処分量 (t/年) ÷ ごみ総排出量 (t/年) × 100  
 ※グラフでは、倉浜衛生施設組合の構成市町を強調するため、沖縄市及び北谷町はオレンジ色で示し、宜野湾市は赤色で示しています。  
 資料：「一般廃棄物処理実態調査」(環境省、宜野湾市)

図 2-17 沖縄県内市町村の最終処分率 (令和元年度)

## ②国・沖縄県のごみ減量化目標との比較

国及び沖縄県におけるごみの減量化目標の概要を表 2-14 に示し、その目標値と本市の実績値（令和 2 年度）との比較を表 2-15 に示します。

1 人 1 日当たりのごみ排出量は国及び沖縄県の目標は達成できています。また、再生利用率については、国及び沖縄県の目標ともに達成できていません。

最終処分量については、国の目標は達成できていますが、沖縄県の目標は達成できていません。

表 2-14 国・沖縄県のごみ減量化目標の概要

項目	国	沖縄県
目標年次	令和 2 年度	令和 2 年度
ごみ排出量	平成 24 年度の排出量に対し年間排出量を約 12%削減する (1 人 1 日当たりごみ排出量換算値 864 g/人・日)	平成 25 年度の排出量に対し年間排出量を 2.5%削減する (1 人 1 日当たりごみ排出量換算値 798 g/人・日)
再生利用量 (再生利用率)	排出量の約 27%に増加させる	排出量の 22%
最終処分量	平成 24 年度の最終処分量に対し年間最終処分量を約 14%削減する (排出量に対する割合として約 10%)	排出量の 5%

※再生利用率の欄の割合は、ごみ総排出量に対する資源化量の割合（再生利用率）であり、前出のリサイクル率とは異なります（リサイクル率は“ごみ処理量”に対する資源化量の割合）。

資料：＜ 国 ＞「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号、平成 28 年 1 月改正）

＜ 沖縄県 ＞「沖縄県廃棄物処理計画（第四期）」（平成 28 年 3 月）

表 2-15 国・沖縄県のごみ減量化目標との比較

項目	国の目標値 令和 2 年度	沖縄県の目標値 令和 2 年度	宜野湾市の実績値 令和 2 年度	国の目標値に 対する評価	沖縄県の目標値に 対する評価
1 人 1 日当たりのごみ排出量	864 g/人・日	798 g/人・日	775 g/人・日	○	○
再生利用率（率）	約 27%	22%	15.7%	×	×
最終処分量（率）	約 10%	5%	8.7%	○	×

※1 人 1 日当たりのごみ排出量 (g/人・日) = 総排出量 (t/年) ÷ 人口 (人) ÷ 365 または 366 日 × 1,000,000

※再生利用率 (%) = 総資源化量 (t/年) ÷ 総排出量 (t/年) × 100

※最終処分量 (%) = 最終処分量 (t/年) ÷ 総排出量 (t/年) × 100

※1 人 1 日当たりごみ排出量の国の目標値の算出は、39,806 千トン (H24 : 45,234 千トンの 12%減) を 126,227 千人 (R2.10.1 推計人口) 及び 365 日で除して算出しました。

また、沖縄県の目標値については、令和 2 年度の目標排出量 425,000 トンを 1,458,839 人 (R2.10.1 推計人口) 及び 365 日で除して算出しました。

※最終処分量 (率) の国の目標値の算出は、3,997 千トン (H24 : 4,648 千トンの 14%減) を排出量目標値 (39,806 千トン) で除して算出しました。

### ③宜野湾市一般廃棄物処理基本計画（H29. 3、R1. 8一部改定）の中間目標値との比較

宜野湾市一般廃棄物処理基本計画（H29. 3、R1. 8一部改定）における中間目標値（令和3年度）と実績値（令和2年度）を以下に示します。

令和2年度時点では、生活系ごみの排出量、再生利用率の目標を達成していません。事業系ごみの排出量については、令和3年度の目標値を既に下回っていますが、これは新型コロナウイルス感染症の影響が大きいと考えられます。

表 2-16 宜野湾市一般廃棄物処理基本計画（H29. 3、R1. 8一部改定）の中間目標値との比較

項目	宜野湾市一般廃棄物処理基本計画 (H29. 3、R1. 8一部改定) 中間目標値 (令和3年度)	宜野湾市 実績値 (令和2年度)
生活系ごみ <sup>※1</sup>	17,844トン/年 <sup>※3</sup> (人口実績 100,180人) 1人1日当たりのごみ排出量 488g/人・日 <sup>※4</sup>	20,532トン/年 (人口 100,230人) 1人1日当たりのごみ排出量 561g/人・日
事業系ごみ	8,202トン/年	7,814トン/年
再生利用量(率) <sup>※2</sup>	5,730トン/年 (排出量に対して約22%)	4,462トン/年 (排出量に対して約16%)

※1 1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日) = ごみ総排出量 (t/年) ÷ 人口 (人) ÷ 365 または 366 日 × 1,000,000

※2 再生利用率 (%) = 総資源化量 (t/年) ÷ ごみ総排出量 (t/年) × 100

※3 生活系ごみの中間目標値は、R3. 9 末の人口実績 (100,180 人) に基づき補正しました。

※4 1人1日当たりのごみ排出量は、集団回収量を加算した値で補正しました。

#### ④倉浜衛生施設組合の構成市町との比較

##### 1) ごみ排出量の比較

令和2年度の本市のごみ排出量は、生活系ごみが20,532トン(72.4%)、事業系ごみが7,814トン(27.6%)となっており、沖縄市と同程度の割合となっています。

表 2-17 宜野湾市、沖縄市及び北谷町のごみ排出量の内訳

単位：t/年

年度	宜野湾市				沖縄市				北谷町			
	生活系	事業系	集団回収	ごみ総排出量	生活系	事業系	集団回収	ごみ総排出量	生活系	事業系	集団回収	ごみ総排出量
H23	17,564 (68.0%)	7,798 (30.2%)	463 (1.8%)	25,825	28,208 (66.9%)	13,981 (33.1%)	0 (0.0%)	42,189	6,350 (54.3%)	5,355 (45.7%)	0 (0.0%)	11,705
H24	17,852 (67.0%)	8,321 (31.2%)	456 (1.7%)	26,629	28,097 (66.4%)	14,241 (33.6%)	0 (0.0%)	42,338	6,270 (53.1%)	5,541 (46.9%)	0 (0.0%)	11,811
H25	17,273 (66.1%)	8,383 (32.1%)	458 (1.8%)	26,114	28,034 (67.3%)	13,616 (32.7%)	0 (0.0%)	41,650	5,657 (50.3%)	5,588 (49.7%)	0 (0.0%)	11,245
H26	17,787 (66.5%)	8,560 (32.0%)	396 (1.5%)	26,743	28,445 (67.4%)	13,763 (32.6%)	0 (0.0%)	42,208	5,954 (50.1%)	5,933 (49.9%)	0 (0.0%)	11,887
H27	17,890 (66.5%)	8,633 (32.1%)	385 (1.4%)	26,908	27,622 (65.2%)	14,741 (34.8%)	0 (0.0%)	42,363	6,009 (49.0%)	6,259 (51.0%)	0 (0.0%)	12,268
H28	18,241 (66.6%)	8,740 (31.9%)	411 (1.5%)	27,392	28,171 (65.8%)	14,611 (34.2%)	0 (0.0%)	42,782	6,122 (48.2%)	6,592 (51.8%)	0 (0.0%)	12,714
H29	18,161 (66.4%)	8,760 (32.0%)	421 (1.5%)	27,342	28,294 (65.9%)	14,630 (34.1%)	0 (0.0%)	42,924	6,167 (47.1%)	6,914 (52.9%)	0 (0.0%)	13,081
H30	18,886 (67.2%)	8,913 (31.7%)	323 (1.1%)	28,122	28,986 (66.0%)	14,960 (34.0%)	0 (0.0%)	43,946	6,449 (48.4%)	6,885 (51.6%)	0 (0.0%)	13,334
R1	18,952 (67.5%)	8,727 (31.1%)	378 (1.3%)	28,057	29,165 (66.8%)	14,500 (33.2%)	0 (0.0%)	43,665	6,340 (48.6%)	6,699 (51.4%)	0 (0.0%)	13,039
R2	20,532 (72.4%)	7,814 (27.6%)	0 (0.0%)	28,346	31,278 (69.6%)	13,647 (30.4%)	0 (0.0%)	44,926	6,876 (56.4%)	5,324 (43.6%)	0 (0.0%)	12,201

※ ( ) 内の構成割合は、四捨五入しているため合計が100%にならないことがあります。

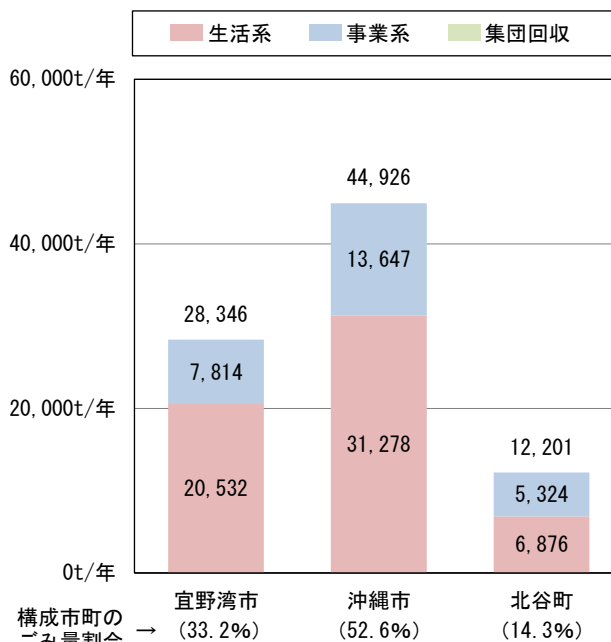
資料：「一般廃棄物処理実態調査」(環境省、宜野湾市)、「令和2年度ごみ搬入及び処理状況年報」(倉浜衛生施設組合)

表 2-18 沖縄県のごみ排出量の内訳

年度	沖縄県			
	生活系	事業系	集団回収	ごみ総排出量
H23	290,430 (65.7%)	150,887 (34.1%)	815 (0.2%)	442,132
H24	293,376 (65.6%)	153,709 (34.3%)	436 (0.1%)	447,521
H25	281,535 (64.5%)	154,419 (35.4%)	474 (0.1%)	436,428
H26	291,951 (65.4%)	154,067 (34.5%)	443 (0.1%)	446,461
H27	290,207 (64.7%)	157,820 (35.2%)	505 (0.1%)	448,532
H28	290,821 (63.8%)	164,815 (36.1%)	531 (0.1%)	456,167
H29	295,043 (63.4%)	169,205 (36.4%)	931 (0.2%)	465,179
H30	301,747 (63.5%)	173,212 (36.4%)	535 (0.1%)	475,494
R1	306,501 (63.7%)	174,063 (36.2%)	790 (0.2%)	481,354
R2	—	—	—	—

※ ( ) 内の構成割合は、四捨五入しているため合計が100%にならないことがあります。

資料：「一般廃棄物処理実態調査」(環境省)



※ ( ) 内の構成市町のごみ量割合は、四捨五入しているため合計が100%になりません。

図 2-18 ごみ排出量の内訳 (令和2年度)

## 2) 1人1日当たりのごみ排出量の比較

生活系ごみと事業系ごみを合わせた1人1日当たりのごみ排出量は、倉浜衛生施設組合を構成する3市町の中では、本市が最も低い値で推移しています。

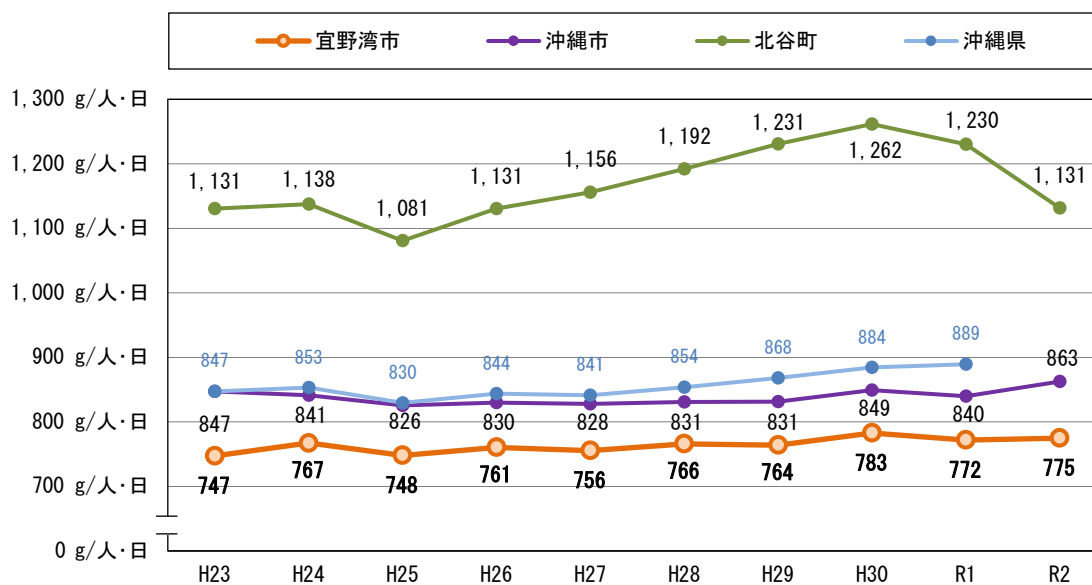


図 2-19 1人1日当たりのごみ排出量 (生活系+事業系) の推移

表 2-19 1人1日当たりのごみ排出量の推移 (生活系+事業系) 単位：g/人・日

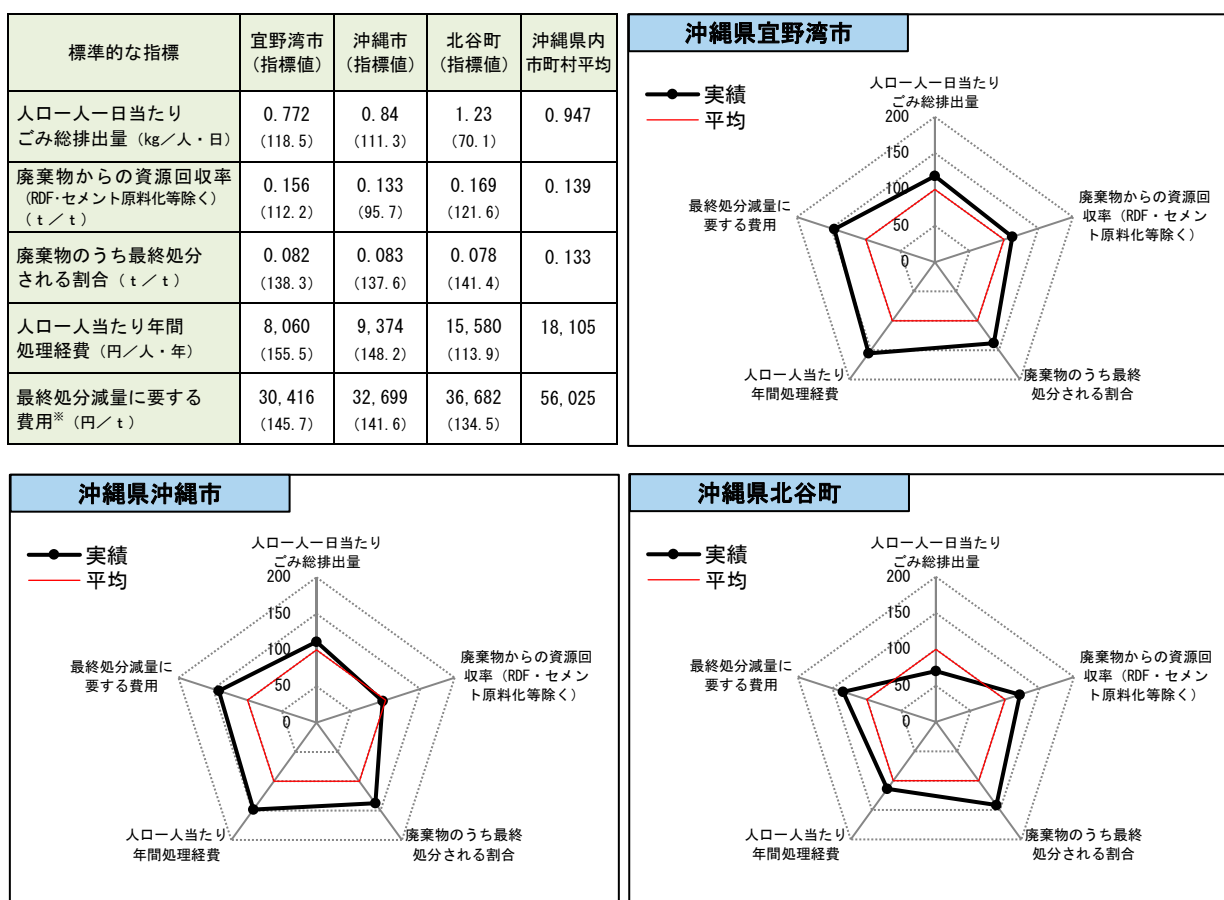
	宜野湾市	沖縄市	北谷町	沖縄県
平成 23 年度	747	847	1,131	847
平成 24 年度	767	841	1,138	853
平成 25 年度	748	826	1,081	830
平成 26 年度	761	830	1,131	844
平成 27 年度	756	828	1,156	841
平成 28 年度	766	831	1,192	854
平成 29 年度	764	831	1,231	868
平成 30 年度	783	849	1,262	884
令和元年度	772	840	1,230	889
令和 2 年度	775	863	1,131	—

資料：「一般廃棄物処理実態調査」(環境省、宜野湾市)、  
「令和 2 年度ごみ搬入及び処理状況年報」(倉浜衛生施設組合)

### 3) 一般廃棄物処理に係る各種指標の比較分析表（レーダーチャート）

令和元年度における本市、沖縄市及び北谷町のごみ処理の各種指標の沖縄県内市町村の平均との比較を示したレーダーチャートを以下に示します。

レーダーチャートでは沖縄県内市町村の平均を 100 として赤色の実線で表し、各市町の実績（指標値）を黒色の太い実線で示しています。また、各市町の指標値が 100 を上回る項目については、県内の市町村平均よりも良好な状態であることを示し、下回る項目は、県内平均よりも悪い状態であることを示しています。



※ごみの中間処理（溶融焼却処理、破碎、選別等）により、最終処分量を減量するのに要した費用です。  
資料：「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（環境省）」のシステム評価支援ツール（令和元年度実態調査結果）を使用して算出しました。

図 2-20 宜野湾市、沖縄市及び北谷町のレーダーチャート（令和元年度）

#### (4) ごみ処理の課題

##### ①ごみの排出抑制の状況

本市におけるごみの排出抑制の状況について、第2次一般廃棄物処理基本計画(H19.3)(以下、「第2次基本計画」という。)及び第3次一般廃棄物処理基本計画(H29.3)(以下、「第3次基本計画」という。)のごみの減量化の目標値及び資源化の目標値(以下、「減量化目標値」という。)について、実績値との比較を以下に示します。

##### 【第2次基本計画の計画期間及び減量化目標値】

- ・計画期間(前期) 平成19年度～平成23年度
- ・計画期間(後期) 平成24年度～平成28年度
- ・減量化目標値(最終年度:H28)
  - 生活系ごみ:1人1日あたり50g減量 477.0g/人日[当初目標値:466.5g/人日]
  - 事業系ごみ:総量10%減量 7,795t/年
  - 資源化率 :約20%

※生活系ごみの減量化目標値については集団回収量を加算したため、補正しました。

##### 【第3次基本計画の計画期間及び減量化目標値】

- ・計画期間(前期) 平成29年度～令和3年度
- ・計画期間(後期) 令和4年度～令和8年度(今回策定する計画)
- ・減量化目標値(最終年度:R8)
  - 生活系ごみ:1人1日あたり50g減量 463g/人日[当初目標値:452g/人日]  
(前期計画目標値 25g減量 488g/人日[当初目標値:477g/人日])
  - 事業系ごみ:総量10%減量 7,770t/年  
(前期計画目標値 8,202t/年)
  - 資源化率 :約22%  
(前期計画目標値 22%)

※生活系ごみの減量化目標値については集団回収量を加算したため、補正しました。

第2次基本計画(前期)の減量化目標については、生活系ごみは計画期間の初年度から3年間は目標を達成しており、事業系ごみは計画期間のすべてで目標を達成していません。資源化率についても5年間の計画期間のうち、3年間で目標を達成しており概ね計画通りと判断できます。

第2次基本計画(後期)の減量化目標については、生活系ごみ及び事業系ごみ、共に計画期間の5年間の全期間において目標値を上回るごみの排出があり、目標を達成出来ていません。また、資源化率についても同様に、計画期間の5年間の全期間において目標値を下回る結果となっており、目標達成に至っていない結果となりました。

第3次基本計画（前期）の減量化目標については、生活系ごみは計画期間の4年間（令和3年度除く。以下同）の全期間において目標値を上回る結果となり、目標達成に至っておりませんでした。事業系ごみは4年間の計画期間のうち、1年間（令和2年度）のみが目標値を下回っており、これは新型コロナウイルス感染症の影響による飲食店等の営業時間短縮が行われたこともあり、飲食店を中心とした事業系ごみが大幅に減少したことによるものと推察されます。資源化率については、計画期間の4年間の全期間において目標値を下回る結果となっており、目標達成に至っておりませんでした。

第2次及び第3次基本計画の前・後期における減量化目標値の達成状況については、以下の表に示すとおりとなっています。

表 2-20 減量化目標値に対する達成状況

	家庭系ごみ (生活系ごみ)	事業系ごみ	資源化率
第2次基本計画 (前期) H19~23	B (H19~21 達成)	A (H19~23 達成)	B (H20、22~23 達成)
第2次基本計画 (後期) H24~28	D (達成年無し)	D (達成年無し)	D (達成年無し)
第3次基本計画 (前期) ※2 H29~R3	D (達成年無し)	C (R2 達成)	D (達成年無し)

※1 評価欄の記号は下記のとおりです。

A：計画期間内で4~5年間達成、B：2~3年間達成、C：1年間達成、D：達成年無し

※2 第3次基本計画の前期計画期間の令和3年度については、ごみ量等の実績が確定していないため、評価対象から除外し、平成29年度から令和2年度の4年間についての評価となっています。

以上に述べたごみの減量化目標値の達成状況について、排出抑制に係る施策の実施状況等を踏まえ、本市におけるごみの排出抑制の効果等の分析結果を以下に整理します。

### 1) 第2次基本計画（前期）における施策の実施状況及びその効果等

#### 【生活系ごみ】

- a. 生活系ごみについては、平成19年度にごみの分け方・出し方に関するパンフレットの全戸配布を行い、平成20年度には草木の定期収集を開始したことにより、ごみの排出抑制に対する意識が高まり、ごみ量が減少したものと推察されます。今後も継続して分別指導の徹底が必要です。

#### 【事業系ごみ】

- b. 事業系ごみについて平成23年度から分別収集を開始しましたが、一部の事業所からのごみが生活系ごみとして排出され、生活系ごみの増える要因となったことが推察され、ごみの排出指導の徹底が必要です。



## 2) 第 2 次基本計画（後期）における施策の実施状況及びその効果等

### 【生活系ごみ】

- a. 生活系ごみの平成 25 年度における一時的な減少については、ダンボールコンポスト講習会の開催や生ごみ処理機購入費補助事業等によって生ごみの堆肥化に対する意識が高まったことにより、生ごみの排出が抑制されたと推察されます。生ごみ処理機購入補助事業は一定の成果が得られたため令和元年度で事業廃止となりましたが、今後も継続してダンボールコンポスト講習会の開催や普及啓発活動の実施により、生ごみの排出抑制に努める必要があります。

### 【事業系ごみ】

- b. 事業系ごみについては、入域観光客数の大幅な増加や本市及び周辺地域における大型商業施設の開業が相次いだこともあり、事業活動が活発となり、ごみ量は年々増加しています。今後は多量排出事業者等に対し、ごみ減量への取り組みを行ってもらう必要があります。

## 3) 第 3 次基本計画（前期）における施策の実施状況及びその効果等

### 【生活系ごみ】

- a. 生活系ごみについては、令和元年度及び令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、外出自粛等の対策が求められ宅配サービス等の増加を受け、生活系ごみの紙製容器包装（ダンボール等）の資源化量が急激に伸びています。今後も宅配サービスの利用が定着した場合には、紙類の排出量は増加すると推察されるため、今後も継続して紙類の資源化を啓発する必要があります。
- b. 粗大ごみ等については、そのまま再使用（リユース）できる家具等も排出されており、平成 29 年度から開催している「くらはまりユース市」では、これらを構成市町の市民へリユース品として提供した実績があり、繰り返し開催することにより、ごみ排出量の削減につながると考えられます。引き続き 3R を推進する必要があります。

### 【事業系ごみ】

- c. 事業者が排出する大型のごみ（家庭から排出される粗大ごみに相当するもの）については、市等による処理の対象外であるが、平成 29 年度に民間の産業廃棄物処理施設が閉鎖したことにより、平成 30 年度以降、家庭からの粗大ごみに混入していると推察されるため、粗大ごみについては、事業者からの排出物かの見極めによる適正処理指導の徹底が必要です。

### 【生活系ごみ及び事業系ごみ】

- d. 生活系ごみ及び事業系ごみの金属類の資源化率（令和元年度実績）は、資源化率が高い他市町村実績と比較すると 4%程度の上昇の余地を残しており、これは缶の抜き取り行為が要因の一つとして推察されます。金属類の資源化率を上げるために缶の抜き取り防止策を検討する必要があります。

- e. 生活系ごみ及び事業系ごみの草木の資源化量は資源化量全体の約 25%（令和 2 年度実績）を占めますが、令和元年度以降、その資源化量は減少傾向にあります。草木をサーマル処理（焼却）せず、堆肥やチップ化など資源化するための対策を講じ、資源化率を上げる取り組みが必要です。
- f. 生活系ごみ及び事業系ごみの 1 人 1 日当たりのごみ排出量において、平成 12 年度以降、全国では減少傾向が続いていますが、沖縄県及び本市のごみ排出量は、平成 20 年以降増加傾向にあり、排出量を抑制するための新たな取り組みが必要となります。
- g. 生活系ごみ及び事業系ごみの燃やすごみについては、令和元年度より食品ロス削減推進法が施行されたこともあり、排出量の減少がみられますが、令和 2 年度には新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、各家庭から排出される生活系ごみの排出量が増加しています。本来食べられるのに捨てられてしまう食品（食品ロス）は、1 人 1 日 130 グラム（平成 30 年度推計、全国平均）ともいわれ、この食品ロスを削減することが、ごみの総排出量の削減につながります。よって、食品ロス削減法に基づく、食品ロス削減のための啓発を行う必要があります。

以上から、今後ごみの排出抑制及びリサイクルに関する意識啓発や環境教育等を引き続き推進し、ごみの排出抑制及び再生利用率の向上を図っていく取り組みが必要となってきます。

また、排出ごみの約 3 割が生ごみであることから、総排出量を減らすための取組として、生ごみの「もう一絞り」「堆肥化」等の実践を強化し排出抑制のための啓発活動を推進する必要があります。

## ②収集運搬に係る課題

資源ごみであるペットボトルやびん類、紙類等がルールを守られないで排出され、回収されないことへの苦情が多くなっています。

市での収集運搬が行われる前に、個人による「資源ごみの抜き取り行為」が行われており、また、収集されずに流出していることで資源ごみの販売収益が市の処理費用に充当されず抜き取り行為が横行していることが課題です。

## ③中間処理に係る課題

本市のごみの中間処理は、倉浜衛生施設組合のエコトピア池原（熱回収施設）において燃やすごみの熔融処理を行っています。また、同組合のエコループ池原（リサイクルセンター）において、燃やさないごみ及び不燃性粗大ごみの破碎・選別処理、かん類の選別・圧縮処理、びん類の選別処理、ペットボトル及び紙類の圧縮・梱包処理を行い、資源化物のリサイクル等を行っています。

今後は、既存の廃棄物処理施設を延命させるために、施設の長寿命化を推進することが課題です。

#### ④最終処分に係る課題

本市から排出されるごみは、倉浜衛生施設組合のエコトピア池原（熱回収施設）及びエコループ池原（リサイクルセンター）にて処理され、溶融飛灰等は同組合のエコボウル倉浜（最終処分場）にて埋立処分を行っています。令和元年度末時点の最終処分場の埋め立て済み容量は50%程度となっています。

今後は、ごみの分別排出の徹底や適正処理を推進し、埋立廃棄物の減量化を図り、最終処分場の延命化を推進することが課題です。

#### ⑤不法投棄に係る課題

本市では、空き地等の人目に付きにくい場所や他人のごみ排出場所等へ粗大ごみや廃家電等の不法投棄が散見され、悪質化していることが課題です。

#### ⑥大規模災害時に係る課題

台風や地震等の大規模災害の発生時には、日常発生する廃棄物とは別に多量に災害廃棄物が発生することが想定されます。

このような災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を図るための「災害廃棄物処理計画（仮称）」を策定できていないこと、また、収集運搬体制や処理体制、各種関係機関との連絡体制等の確立及び災害廃棄物を一時的に仮置きするための仮置場の確保ができないことが課題です。

## 2. ごみ処理行政の動向

### (1) 第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日 閣議決定）

国は、循環型社会形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「循環型社会形成推進基本計画」を定めており、平成 30 年 6 月 19 日に第四次計画が閣議決定されました。

同計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、

- ①地域循環共生圏形成による地域活性化
- ②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③適正処理の更なる推進と環境再生

などを掲げ、その実現に向けて概ね 2025 年までに国が講ずべき施策を示しています。

### (2) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 28 年 1 月 21 日、環境省告示第 7 号）

国は、「廃棄物処理法」第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 28 年度以降の廃棄物の減量化の目標量等を定めることが必要であること等を踏まえ、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更を行っています。

以下に、当該基本方針の一般廃棄物の減量化の目標量を示します。

表 2-21 国の基本方針の廃棄物の減量化の目標量（一般廃棄物）

項目	令和 2 年度目標値
排出量	約 12%削減（平成 24 年度比）
再生利用率	約 21%（平成 24 年度）から約 27%に増加させる
最終処分量	約 14%削減（平成 24 年度比）
その他	1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量を 500 グラムとする

### (3) 沖縄県廃棄物処理計画（第四期）（平成 28 年 3 月）

沖縄県は、「廃棄物処理法」第 5 条の規定に基づく第四期の「廃棄物処理計画」を平成 28 年 3 月に策定しています。

当該計画は、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間を計画期間とし、前項の国の基本方針と同様に一般廃棄物の減量化目標値を定めています。

以下に、当該計画の一般廃棄物の減量化目標値を示します。

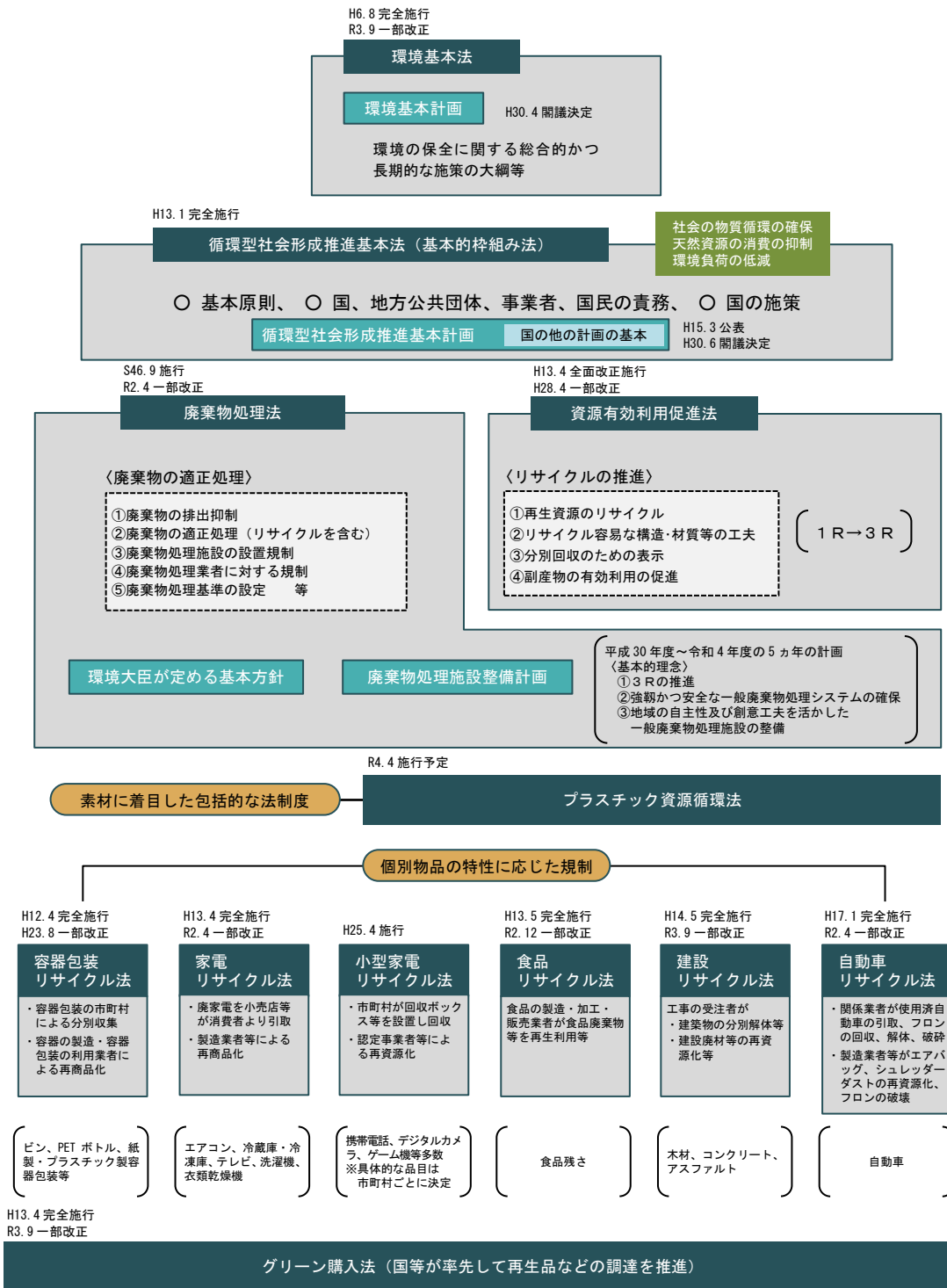
表 2-22 沖縄県廃棄物処理計画（第四期）の廃棄物の減量化目標値（一般廃棄物）

項目	令和 2 年度目標値
排出量	425 千トン（809 g/人・日）
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	460 g/人・日
再生利用率	94 千トン（排出量の 22%）
最終処分量	21 千トン（排出量の 5%）

#### (4) 関係法令等

##### ①循環型社会の形成の推進に係る法体系

廃棄物を取り巻く関係法令の体系を以下に示します。(各個別法令の概要等については、資料6 関係法令(26)頁参照)



資料：「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書」(平成23年度版) 環境省を基に一部変更を行っています。

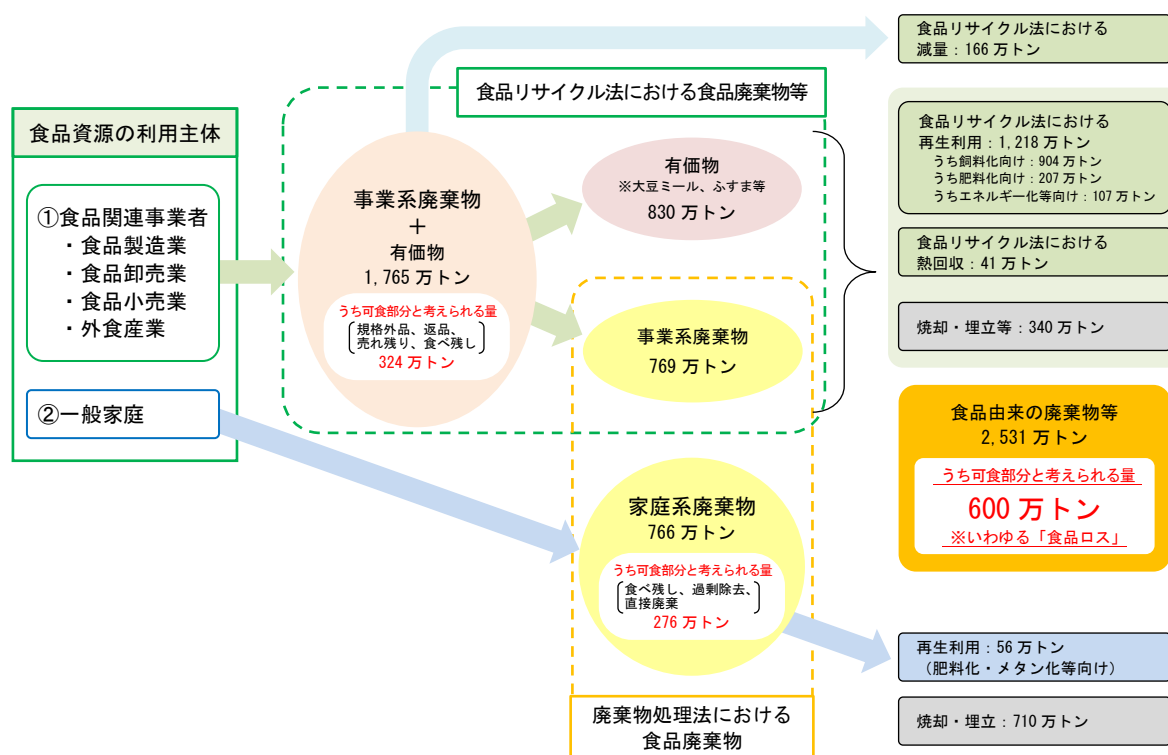
図 2-21 循環型社会の形成の推進に係る法体系

## ②食品ロスの削減の推進に関する法律

「食品ロスの削減の推進に関する法律」（食品ロス削減推進法）が、令和元年10月1日から施行されています。

この法律は、食品ロスの削減について、国や地方公共団体、事業者、消費者等が連携して取り組んでいくことを目的として制定された法律です。

食品ロスは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことで、国内では年間600万トン以上（平成30年度）、県内では6万トン以上（令和元年度）が発生しているといわれています。この量は1人1日あたりに換算すると約110～120グラムに相当し、お茶碗1杯分のごはんの量に近い量が捨てられていることになっています。



- 資料：・事業系食品ロスについては、食品リサイクル法第9条第1項に基づく定期報告結果と農林水産省大臣官房統計部「食品循環資源の再生利用等実態調査結果（平成29年度）」等を基に、農林水産省食料産業局において推計。  
・家庭系食品ロスについては、「令和2年度食品循環資源の再生利用等の促進に関する実施状況調査等業務報告書」を基に、環境省環境再生・資源循環局において推計。  
・事業系廃棄物及び家庭系廃棄物の量は、「一般廃棄物の排出及び処理状況、産業廃棄物の排出及び処理状況」（環境省）等を基に、環境省環境再生・資源循環局において推計。
- 注：・事業系廃棄物の「食品リサイクル法における再生利用」のうち「エネルギー化等」とは、食品リサイクル法で定めるメタン、エタノール、炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤、油脂及び油脂製品の製造である。  
・端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがある。

図 2-22 食品廃棄物等の利用状況等（平成30年度推計）

### 3. ごみ量の予測

本市の将来ごみ量について、過去の実績値に基づいた予測を行います。

#### (1) 将来人口

本市の将来人口は、「第四次宜野湾市総合計画 基本構想・後期基本計画編」（以下、「総合計画」という。）に基づき、設定するものとします。

総合計画では、令和6年度に105,000人を目指すとしています。

本計画期間の各年度の将来人口については、実績値（令和2年度）から令和6年度にかけて、目標人口に向けて直線的に推移するものと設定し、令和6年度以降は105,000人を維持するものと設定します。

設定した将来人口については、以下に示します。

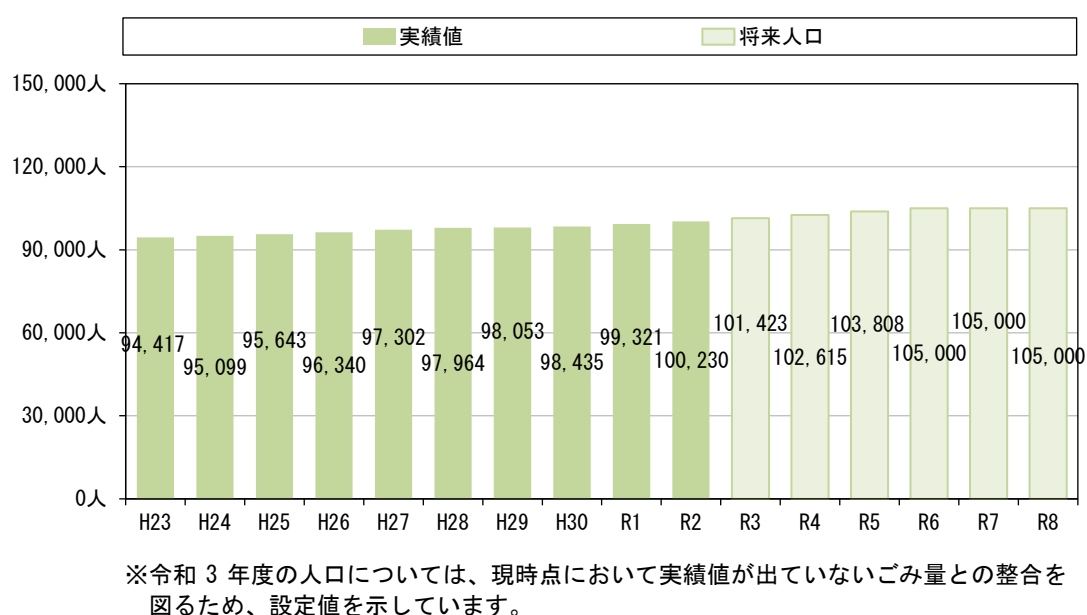


図 2-23 宜野湾市の将来人口の推移

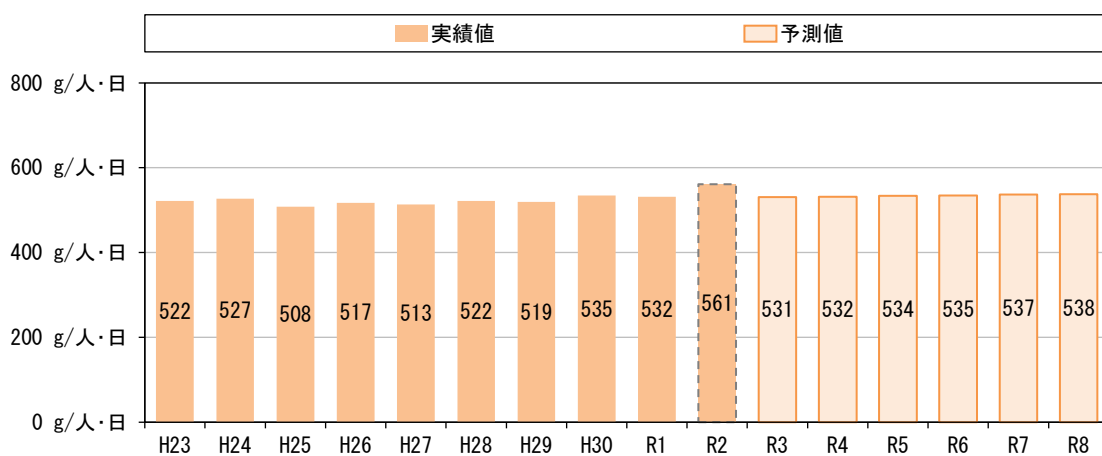
## (2) 生活系ごみの将来予測

### ①1人1日当たりの生活系ごみ排出量の将来予測

1人1日当たり生活系ごみ量の予測は、時系列分析により行うものとし、予測式としては、「ごみ処理施設構造指針解説」（旧厚生省水道環境部監修）に示されている一次傾向線、二次傾向線、一次指数曲線、べき曲線及びロジスティック曲線を使用します。

将来予測には過去9年間（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行の影響によりごみ量が大きく変動していることから予測値の推計から除外）の実績値を用い、各予測式による推計結果の内、本市の特性に最も適合していると思われる結果を予測値として採用するものとします。

1人1日当たり生活系ごみ排出量の予測結果は以下に示すとおり、微増で推移するものと予測されます。

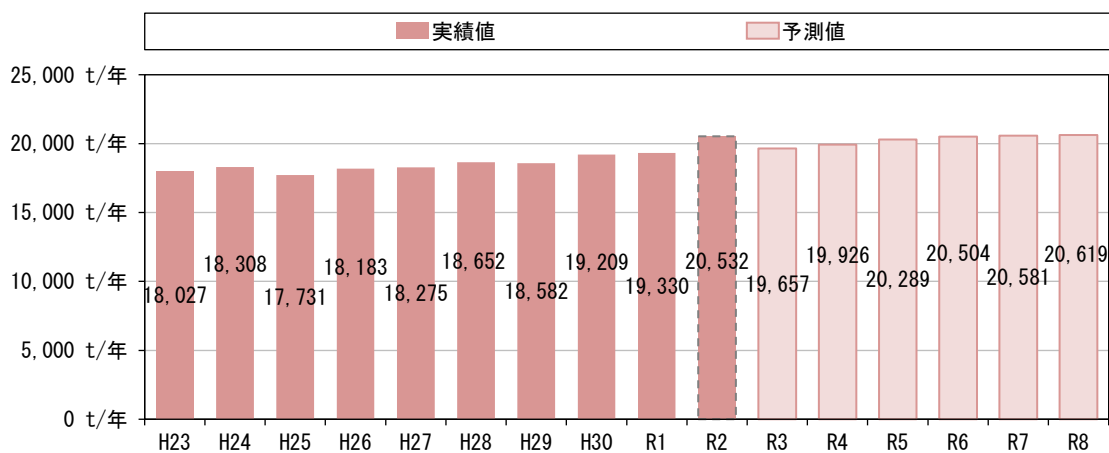


※令和3年度の1人1日当たりの生活系ごみ排出量については、現時点において実績値が出ていないことから、推計値を示しています。

図 2-24 1人1日当たりの生活系ごみ排出量の将来予測

### ②生活系ごみ排出量の将来予測

本市の生活系ごみ排出量の予測は、設定した将来人口及び1人1日当たり生活系ごみ排出量の予測より、以下のとおりとなります。



※令和3年度の生活系ごみ排出量については、現時点において実績値が出ていないことから、推計値を示しています。

図 2-25 生活系ごみ排出量の将来予測

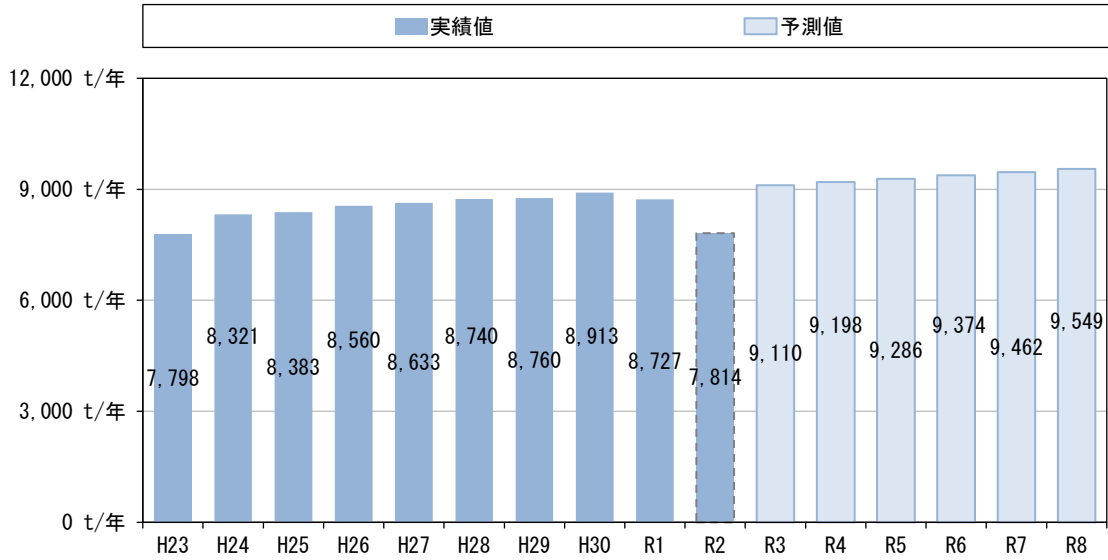


### (3) 事業系ごみ排出量の将来予測

事業系ごみ排出量の予測は、1人1日当たり生活系ごみ排出量の予測と同様に、令和2年度実績値を除外した9年間の実績値の時系列分析により行うものとします。

事業系ごみ排出量の予測結果を以下に示します。

本市の事業系ごみ排出量は、増加傾向で推移するものと予測されます。



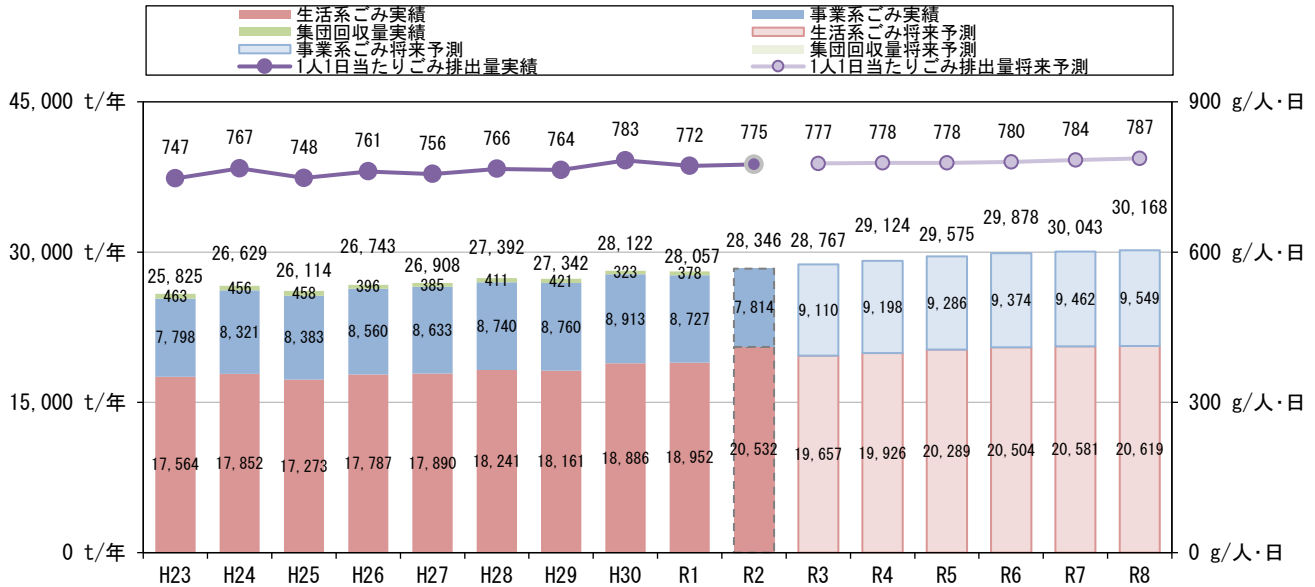
※令和3年度の事業系ごみ排出量については、現時点において実績値が出ていないことから、推計値を示しています。

図 2-26 事業系ごみ排出量の将来予測

(4) 将来ごみ排出量の予測結果

現状のまま推移した場合の本市のごみ排出量の将来予測結果を以下に示します。

1人1日当たり生活系ごみ排出量は増加を示し、また、人口及び事業系ごみ排出量も増加を示していることから、ごみ排出量は増加傾向で推移するものと予測されます。



※令和3年度のごみ排出量については、現時点において実績値が出ていないことから、推計値を示しています。

図 2-27 宜野湾市の将来ごみ排出量の予測結果

表 2-23 宜野湾市の将来ごみ排出量の予測結果

年度	人口 (人)	ごみ排出量 (t/年)							1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)	1人1日当たり生活系ごみ排出量 (g/人・日)	
		生活系		事業系		集団回収量 (生活系)		総排出量			
実績	H23	94,417	17,564	(68.0%)	7,798	(30.2%)	463	(1.8%)	25,825	747	522
	H24	95,099	17,852	(67.0%)	8,321	(31.2%)	456	(1.7%)	26,629	767	527
	H25	95,643	17,273	(66.1%)	8,383	(32.1%)	458	(1.8%)	26,114	748	508
	H26	96,340	17,787	(66.5%)	8,560	(32.0%)	396	(1.5%)	26,743	761	517
	H27	97,302	17,890	(66.5%)	8,633	(32.1%)	385	(1.4%)	26,908	756	513
	H28	97,964	18,241	(66.6%)	8,740	(31.9%)	411	(1.5%)	27,392	766	522
	H29	98,053	18,161	(66.4%)	8,760	(32.0%)	421	(1.5%)	27,342	764	519
	H30	98,435	18,886	(67.2%)	8,913	(31.7%)	323	(1.1%)	28,122	783	535
	R1	99,321	18,952	(67.5%)	8,727	(31.1%)	378	(1.3%)	28,057	772	532
	R2	100,230	20,532	(72.4%)	7,814	(27.6%)	0	(0.0%)	28,346	775	561
将来予測	R3	101,423	19,657	(68.3%)	9,110	(31.7%)	0	(0.0%)	28,767	777	531
	R4	102,615	19,926	(68.4%)	9,198	(31.6%)	0	(0.0%)	29,124	778	532
	R5	103,808	20,289	(68.6%)	9,286	(31.4%)	0	(0.0%)	29,575	778	534
	R6	105,000	20,504	(68.6%)	9,374	(31.4%)	0	(0.0%)	29,878	780	535
	R7	105,000	20,581	(68.5%)	9,462	(31.5%)	0	(0.0%)	30,043	784	537
	R8	105,000	20,619	(68.3%)	9,549	(31.7%)	0	(0.0%)	30,168	787	538

※ ( ) 内の構成割合は、四捨五入しているため合計が100%にならないことがあります。

※令和2年度の実績値は、予測計算の対象から除外しています。

資料：「一般廃棄物処理実態調査」(環境省、宜野湾市)

#### 4. ごみの減量化目標値

本市におけるごみの減量化目標値については、国や沖縄県、倉浜衛生施設組合の減量化目標値を参考に設定します。

##### (1) 国の減量化目標値

国は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年5月環境省告示第34号、平成28年1月改正）において、減量化目標値を以下のとおり設定しています。

【 国のごみ減量化目標値 】			
平成24年度実績値に対し、令和2年度において、排出量を約12%削減する。			
	平成24年度 実績値	→	令和2年度 目標値
ごみ排出量	45百万トン/年 (964 g/人・日)	→	平成24年度比 約12%削減
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	—	→	500 g/人・日
再生利用量	9.3百万トン/年 (排出量に対して21%)	→	排出量比 約27%に増加
最終処分量	4.7百万トン/年 (排出量に対して10.3%)	→	平成24年度比 約14%削減

※家庭系ごみ：生活系ごみから資源ごみを除いたごみのことです。

##### (2) 沖縄県の減量化目標値

沖縄県は、「沖縄県廃棄物処理計画（第四期）」（平成28年3月）において、ごみの減量化目標値を以下のとおり設定しています。

【 沖縄県のごみ減量化目標値 】			
平成25年度実績値に対し、令和2年度における排出量を2.5%削減する。			
	平成25年度 実績値	→	令和2年度 目標値
ごみ排出量	436千トン/年 (830 g/人・日)	→	425千トン/年 (809 g/人・日)
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	472 g/人・日	→	460 g/人・日
再生利用量	67千トン/年 (排出量に対して15%)	→	94千トン/年 (排出量に対して約22%)
最終処分量	26千トン/年 (排出量に対して6%)	→	21千トン/年 (排出量に対して約5%)

※家庭系ごみ：生活系ごみから資源ごみを除いたごみのことです。

### (3) 倉浜衛生施設組合の減量化目標値

倉浜衛生施設組合は、「ごみ処理基本計画」（平成 24 年 10 月）において、ごみの減量化目標値を以下のとおり設定しています。

#### 【 倉浜衛生施設組合のごみ減量化目標値 】

##### 排出抑制の目標

- ・平成 27 年度の生活系ごみ、事業系ごみの排出原単位を平成 20 年度と同程度に抑制する。
- ・倉浜衛生施設組合ごみ処理基本計画の目標年次である令和 8 年度までは平成 27 年度の排出原単位を維持する。

##### 再生利用の目標

- ・平成 27 年度の再生利用率を 22%まで向上させる。
- ・倉浜衛生施設組合ごみ処理基本計画の目標年次である令和 8 年度までにさらにリサイクル率を 1%増加させ 23%まで向上させる。

### (4) 宜野湾市の減量化目標値

本市の減量化目標値は、国や沖縄県、倉浜衛生施設組合の減量化目標値等を踏まえ、以下のとおり設定します。

減量化目標の達成に向けて「5. ごみの排出抑制のための方策」等に示す各種取組を市民・事業者・行政のそれぞれが主体的に実行していくことが必要となります。

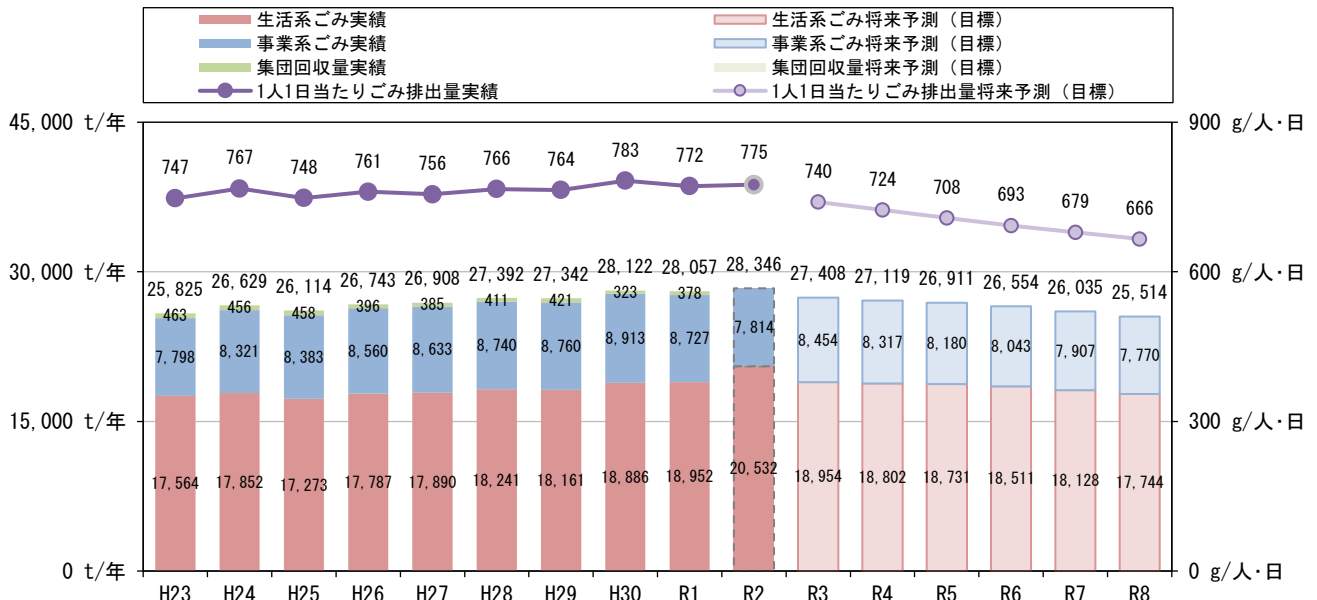
#### 【 宜野湾市のごみ減量化目標値 】

	平成 27 年度 実績値	→	令和 8 年度 目標値
ごみ排出量	26,908 t /年 生活系ごみ 513 g /人・日 事業系ごみ 8,633 t /年	→	25,514 t /年 生活系ごみ 463 g /人・日 (平成 27 年度に対して 50 g 減) 事業系ごみ 7,770 t /年 (平成 27 年度に対して 10%減)
再生利用率	4,830 t /年 (排出量に対して約 18%)	→	5,613 t /年 (排出量に対して約 22%)

(5) 減量を考慮した宜野湾市のごみ排出量

本市のごみ減量化目標値を目標年度（令和 8 年度）に達成する場合のごみ排出量の推移を以下に示します。

なお、目標年度（令和 8 年度）までのごみ排出量は、ごみ減量化目標値に向けて各年度均等に減量していくものと設定しています。



※令和 3 年度のごみ排出量については、現時点において実績値が出ていないことから、目標値を示しています。

図 2-28 宜野湾市のごみ排出量の将来予測（目標）

表 2-24 宜野湾市のごみ排出量の将来予測（目標）

年度	人口 (人)	ごみ排出量 (t/年)				1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)	1人1日当たり生活系ごみ排出量 (g/人・日)	
		生活系	事業系	集団回収量 (生活系)	総排出量			
実績	H23	94,417	17,564 (68.0%)	7,798 (30.2%)	463 (1.8%)	25,825	747	522
	H24	95,099	17,852 (67.0%)	8,321 (31.2%)	456 (1.7%)	26,629	767	527
	H25	95,643	17,273 (66.1%)	8,383 (32.1%)	458 (1.8%)	26,114	748	508
	H26	96,340	17,787 (66.5%)	8,560 (32.0%)	396 (1.5%)	26,743	761	517
	H27	97,302	17,890 (66.5%)	8,633 (32.1%)	385 (1.4%)	26,908	756	513
	H28	97,964	18,241 (66.6%)	8,740 (31.9%)	411 (1.5%)	27,392	766	522
	H29	98,053	18,161 (66.4%)	8,760 (32.0%)	421 (1.5%)	27,342	764	519
	H30	98,435	18,886 (67.2%)	8,913 (31.7%)	323 (1.1%)	28,122	783	535
	R1	99,321	18,952 (67.5%)	8,727 (31.1%)	378 (1.3%)	28,057	772	532
	R2	100,230	20,532 (72.4%)	7,814 (27.6%)	0 (0.0%)	28,346	775	561
将来予測 (目標)	R3	101,423	18,954 (69.2%)	8,454 (30.8%)	0 (0.0%)	27,408	740	512
	R4	102,615	18,802 (69.3%)	8,317 (30.7%)	0 (0.0%)	27,119	724	502
	R5	103,808	18,731 (69.6%)	8,180 (30.4%)	0 (0.0%)	26,911	708	493
	R6	105,000	18,511 (69.7%)	8,043 (30.3%)	0 (0.0%)	26,554	693	483
	R7	105,000	18,128 (69.6%)	7,907 (30.4%)	0 (0.0%)	26,035	679	473
	R8	105,000	17,744 (69.5%)	7,770 (30.5%)	0 (0.0%)	25,514	666	463

※ ( ) 内の構成割合は、四捨五入しているため合計が 100%にならないことがあります。

資料：「一般廃棄物処理実態調査」(環境省、宜野湾市)

## 5. ごみの排出抑制のための方策

ごみの排出抑制にあたっては、市民・事業者・行政のそれぞれが主体的に適切な役割を担い実行していくことが必要となります。

### (1) 行政の役割

本市は、一般廃棄物の処理責任者として本計画に定めた各種施策を実施するとともに、市民及び事業者との協働体制の構築に努める必要があります。

また、自ら一事業者として、一般廃棄物の排出抑制に努め、再生品利用（グリーン購入）等に率先して取り組む必要があります。

具体的には、以下のような事項になります。

### 行政（宜野湾市）における取組

関連する  
SDGs



#### 【ごみの排出抑制に関する取組】

- ① ごみ減量化・リサイクル促進の意識啓発の広報活動（ポスター・パンフレット等の作成、配布）
- ② 市民に対するマイバッグ運動の普及啓発
- ③ 販売業者等に対するマイバッグ運動の普及啓発
- ④ 市民に対する食品トレイ等の店頭回収利用の普及啓発
- ⑤ 販売業者等に対する食品トレイ等の店頭回収実施の普及啓発
- ⑥ 集合住宅等の管理者に対し、分別排出の指導
- ⑦ 市民への指定ごみ袋等の使用の指導
- ⑧ 多量排出事業者への「廃棄物減量計画（仮称）」の作成等の指導
- ⑨ イベント時のごみ排出抑制（使い捨て製品等の使用抑制）の実施
- ⑩ ごみの減量、排出抑制等に関する講演会等の開催
- ⑪ ごみ減量アイデア集の発行
- ⑫ 不用品等の交換情報誌の発行
- ⑬ 小学校、中学校及び高等学校における環境教育の推進
- ⑭ 市民を対象とした環境教育の実施
- ⑮ クリーンリーダーと清掃指導員の組織活動の強化
- ⑯ 指定ごみ袋の適正料金の維持（県内自治体の状況等の把握）
- ⑰ 分別排出、排出日及び時間の厳守の周知徹底
- ⑱ 広報等に「ごみ排出量」を掲載する（ごみ排出量の「見える化」）
- ⑲ 食品ロス削減についての国の指針に基づいた普及啓発

#### 【ごみの資源化に関する取組】

- ① 草木類の資源化の推進
- ② 5種分別収集の継続実施・徹底
- ③ 資源化物の分別排出徹底の指導

- ④ ごみ分別マニュアルの見直し
- ⑤ 新たな分別品目（資源化品目など）の検討
- ⑥ 生ごみ処理容器（処理機）及び生ごみ堆肥化（段ボールコンポストなど）に関する情報提供（パンフレットなどの作成、配布）
- ⑦ 生ごみ堆肥化の情報収集

#### 【その他の取組】

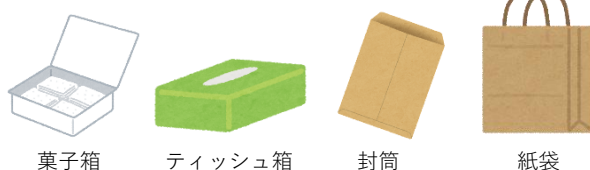
- ① 市役所などの公共施設における再生品の使用促進（グリーン購入）
- ② ごみ不法投棄防止及び公害防止の普及啓発（看板設置・パトロールの強化）
- ③ 環境保全対策事業の推進
- ④ 環境美化地域モデル事業の推進
- ⑤ 環境美化清掃活動の推進
- ⑥ 美化運動推進・支援
- ⑦ 放置自動車の適正処理の指導
- ⑧ 在宅医療廃棄物の排出等についての関係機関との協議・検討
- ⑨ 収集運搬体制の効率化の検討
- ⑩ エコアクション 21 などの環境経営システムの導入・実施などの検討
- ⑪ イベント時に、ごみの排出抑制や資源化に関するコーナーを設置するなどの普及啓発活動を推進する
- ⑫ 高齢者等へのごみ出し支援の検討

### コラム 雑紙もリサイクルできます

倉浜衛生施設組合の「エコトピア池原」で燃やしているごみの中には、紙類と布類が約半分含まれています（令和元年度）。

この紙類の中には分別して排出することで資源化できる雑紙が含まれていると考えられます。学校のプリントやお菓子の紙箱、紙袋などの雑紙はあまり頻繁に発生しないので、燃やすごみとして出すこともあるかと思いますが、きちんと分別すれば資源として活用され、また、燃やすごみの量を減らすことができ、一石二鳥です。雑紙の分別排出にご協力ください。

#### 【雑紙の一例】



#### 雑紙は・・・

小さな紙切れや使用済みの封筒などはまとめて・はさんでリサイクル！

①まとめて

②はさむ



☆週1回の「紙類」の日に、紙ひもで縛って出してください。

## (2) 市民の役割

市民は、これまでのライフスタイルを見直し、ごみの発生・排出抑制（リフューズ・リデュース）に努め、再使用（リユース）を積極的に行い、再生利用（リサイクル）への取組（分別排出・回収、再生品の利用等）に協力することが必要となります。

具体的には、以下のような事項になります。

### 市民における取組

関連する  
SDGs



#### 【ごみの発生・排出抑制（リフューズ・リデュース）に関する取組】

- ① 日用品の購入時にはマイバッグを持参するなど、ごみの排出を抑制する
- ② 物品の購入に当たっては、計画的に行う
- ③ 日常消費する食材などについては、必要な量を購入する
- ④ 過剰包装を断る
- ⑤ 生活用品などでよく利用するものは、使い捨て製品の使用・購入を控える
- ⑥ 再利用（詰め替え）可能な容器の製品を選定
- ⑦ 生ごみの水切り排出の実施
- ⑧ 食品の適量購入、食べきり、外食での適量な注文等により、食品ロスの削減に努める

#### 【ごみの再使用・再生利用（リユース・リサイクル）に関する取組】

- ① 日常で使用する製品などは、可能な限り再使用するとともに、環境配慮型製品を優先的に選択するなど、グリーン購入に努める
- ② 再生資源を用いた製品の使用
- ③ フリーマーケット、バザーなどの利活用
- ④ 生ごみの堆肥化の実施・生ごみ堆肥の積極活用
- ⑤ 各リサイクル法の規定を遵守し、循環型社会の構築に協力するとともに、自治体などが実施する廃棄物の分別排出・回収に協力する

#### 【その他の取組】

- ① 草木類の適正排出の実施
- ② 指定ごみ袋の使用
- ③ 暴風警報発令時のごみの排出禁止、排出日・時間の厳守
- ④ 本市や沖縄県などが実施するごみ処理に関する各種施策への協力



## コラム 生ごみを「もう一絞り」!

家庭等から排出される燃やすごみのうち、生ごみが約4割(9,200トン/年)を占めており、その大部分が水分です。これまで「もう一絞り」運動の啓発を行い、生ごみの減量化に取り組んできましたが、以下のような具体例の周知等により、さらに取り組みを強化していきます。

### 市民における取組(例)

#### 【濡らさない】

- ・生ごみを濡らさない

#### 【絞る】

- ・水切りを使う
- ・不要なペットボトル、CDを使う
- ・サラダスピナー(野菜水切り器)を使う
- ・重石を乗せる

#### 【乾かす】

- ・天日干しをする
- ・珪藻土マットに乗せて水分をとる

### ～ 水切りによる減量見込み ～

- ・1人1日当たり

**約16グラム**

※生ごみの10%の重さを水切りした場合

- ・宜野湾市全体1年間当たり

**約580トン**

※市民全員が毎日水切りを行った場合

### 【水切りの例】



水切り器①  
(有)ニューマテリアル HPより



水切り器②  
岩谷マテリアル(株)HPより



不要なペットボトルを使う



不要なCDを使う



サラダスピナーを使う

O X O HPより



重石を乗せる

## コラム 生ごみを堆肥化しませんか？

ダンボールコンポストや生ごみ処理機を利用して生ごみを堆肥化することにより、生ごみの堆肥化及び資源化ができます。

本市では、生ごみの減量（堆肥化）を推進するため、ダンボールコンポスト講習会を開催しており、今後もより多くの市民が生ごみの堆肥化に取り組めるよう、普及啓発を行っていきます。



ダンボールコンポスト講習会の様子  
(市報ぎのわん 2015.07.10 より)



## コラム 食品ロスを減らしましょう！

「食品ロス」とは、本来食べられるのにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことです。

日本では令和元年度に、約 570 万トンの食品ロスが発生したと推定されており、家庭系食品ロスの発生量は、261 万トンと推計されています。

国民一人当たり約 124 グラム、およそ茶碗一杯分の本来は食べられる食品を毎日捨てていることとなります。

### 食品ロスは大きく 3 つに分類されます

- ①**直接廃棄**：賞味期限切れ等により食べきれず、手つかずのまま捨てられたもの  
買い物の前に冷蔵庫の中を確認して食べきれないほどの食材を買いすぎないようにしましょう。
- ②**過剰除去**：野菜や果物の皮を厚くむき過ぎたり、取り除き過ぎたもの  
今まで捨てていた野菜の茎や皮など食材を丸ごと使って料理してみましょう。
- ③**食べ残し**：食卓にのぼった食品で、食べきれずに廃棄されたもの  
食べきれる量を作りましょう。外食をするときは食べきれる量の注文をしましょう。

---

### 3010 運動（宴会での食べ残しを減らす運動です）

乾杯後 30 分間は席を立たずに料理を楽しみましょう

お開き 10 分前になったら席に戻って料理を楽しみましょう

### (3) 事業者の役割

事業者は、事業活動によるごみの発生抑制（リフューズ・リデュース）に努めるとともに、排出者責任（発生した廃棄物を排出者が適正に処理・リサイクルに関する責任を負うという考え方）及び拡大生産者責任（生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、それが使用され、廃棄物となった後まで一定の責任を負うという考え方）に基づき、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を積極的に実践していくことが必要となります。

具体的には、以下のような事項になります。

#### 事業者における取組

関連する  
SDGs



#### 【ごみの発生・排出抑制などに関する取組】

- ① 無駄なコピー・印刷を行わない（事務処理のペーパーレス化）
- ② ばら売り、量り売りの推進
- ③ 食品などの適正量の仕入れ
- ④ 従業員の環境意識の向上や環境教育の充実
- ⑤ 「廃棄物減量計画（仮称）」の作成（多量排出事業者）
- ⑥ ごみ分別排出の徹底

#### 【ごみの資源化に関する取組】

- ① 紙などの資源化物の分別排出
- ② 再生紙などのリサイクル製品の使用
- ③ 食品廃棄物の資源化の実施
- ④ 生ごみ堆肥などの積極活用

#### 【環境経営などの取組】

- ① 地域の環境活動に積極的に参加
- ② 環境配慮型製品を優先的に選択（グリーン購入）
- ③ 地域密着型環境ビジネスの構築
- ④ エコアクション 21 などへの取組、環境経営システムの充実化

#### 【製造段階でのごみの排出抑制への取組】

- ① 設計・生産段階から商品の省資源化、長寿命化に配慮
- ② 原材料の選択や生産工程を工夫し、廃棄物の発生を抑制
- ③ 再生材料をできるだけ使用
- ④ リサイクルが容易な商品の開発・製造

#### 【販売段階でのごみの排出抑制への取組】

- ① 販売時に過剰包装をしない
- ② 環境にやさしい商品の表示など、消費者に対する意識啓発
- ③ 飲食店などでの使い捨て製品の使用を抑制
- ④ リターナブル容器製品、詰め替え製品などの耐久性に優れた製品の積極販売
- ⑤ 食品トレイ、発泡スチロールなどの資源化物回収システムの整備
- ⑥ 製造・販売した商品の修理体制を整備
- ⑦ 家電リサイクル法・パソコンリサイクル法などの周知の促進

## 6. ごみの分別区分

ごみの分別区分については、現状の分別区分を維持することとします。

現状の分別区分において資源ごみとして分別対象となっていない資源化できる可能性のあるもの（紙パック・段ボール以外の紙製容器包装、プラスチック製容器包装、古布類、生ごみ、廃食油等）については、倉浜衛生施設組合及び関係市町（沖縄市及び北谷町）と連携し、資源化を行う可能性について協議を行います。

表 2-25 生活系ごみの分別区分

分別区分	出し方	収集回数	主な品目
①燃やすごみ	指定ごみ袋 (有料)	週2回	プラスチック、ゴム、皮革、生ごみ、油、紙おむつ、布きれ、紙くず等
②燃やさないごみ	指定ごみ袋 (有料)	月2回	金属、金属を含む混合物、陶磁器、ガラス製品、小型家電製品等
③資源ごみ	草木	透明袋又は ひもで束ねる	草木 ※直径15cm以上の太い幹は、粗大ごみへ
	かん	透明袋	飲料用のスチール缶・アルミ缶、菓子缶、缶詰の缶等
	びん	透明袋	飲料用のびん、調味料用のびん、化粧品用のびん等
	紙	ひもでしぼる	本・雑誌類、雑がみ、新聞・チラシ、段ボール、紙パック等
	ペットボトル	透明袋	ペットボトルマークのある容器 飲料用、調味料用(しょう油、みりんの容器等)等
④有害ごみ	透明袋	週1回	蛍光管、アルカリ・マンガン電池、水銀体温計、電球型蛍光管、ライター
⑤粗大ごみ	処理券 (有料)	申込制	家具類(タンス、机等)、寝具類(カーペット、じゅうたん、布団・毛布等)、角材・板切れ、金属・プラスチック製パイプ(ブラインド、物干し竿等)、電子ピアノ、自転車、ガスコンロ等

表 2-26 事業系ごみの分別区分

分別区分	主な品目
①燃やすごみ	生ごみ、資源化できない紙類、プラスチック類等
②燃やさないごみ	金属、金属を含む混合物、陶磁器、ガラス製品等
③資源ごみ	紙類(雑誌、雑紙、新聞・チラシ、段ボール)、ペットボトル、かん、びん等
④草木・粗大ごみ・一時多量ごみ	草木・粗大ごみ(物干し竿・のぼり、ガスコンロ、電子レンジ等)・一時多量ごみ

## 7. 排出抑制・再資源化計画

### (1) 市民による排出抑制・資源化の推進

#### ①ライフスタイルの見直し

市民に対して使い捨て商品の使用抑制や、詰め替え商品やエコマーク・グリーンマークのついた商品の購入等の促進を図るよう積極的に広報活動を実施し、「4R」の徹底を念頭に置いたライフスタイルの見直しを推進します。

#### ②分別排出の徹底

分別が徹底されていないとリサイクルが難しいことや、焼却処理及び埋立処分されるごみの量が増えることにより環境汚染や処理経費が増加する状況等を市民へ周知し、市民一人一人に対してごみの分別の徹底を図り、ごみの減量化を今後も継続して推進します。

特に、雑紙や草木の分別排出を促進し、再生利用率のさらなる向上を目指します。

#### ③生ごみの自家処理及び減量の促進

生ごみの大部分は水分であることから、本市ホームページや広報紙、パンフレット等にて「もう一絞り」のための道具や一絞りの具体的な方法をPRし、生ごみの水切りの促進を図ります。加えて、簡易的な段ボールを使用したコンポストによる堆肥化について講習会の開催やコンポストキットの配布等を行い、その推進を強化していきます。

また、食品ロス削減の周知を一層強化していきます。

#### ④マイバッグ運動の促進

事業所や市民団体と協力し、マイバッグ運動を促進します。

#### ⑤地域との連携の強化

クリーンリーダーと清掃指導員の連携を強化し、地域との関係をより密にし、ごみの分別指導等を行いながら、ごみの減量化を推進します。

また、資源ごみの抜き取り行為に対しても地域と連携を強化し、対策の強化を検討します。

#### ⑥各種イベント等の活用

各種イベント時に、ごみの排出抑制や資源化に関するコーナーを設置し、普及啓発活動を行います。

## ⑦環境教育・普及啓発の充実

### 1) 環境教育・環境学習の推進及び支援

市民のごみ問題への関心を高めるため、市民や事業所、団体等による勉強会等の開催支援や情報提供、市職員の派遣等による支援を実施することにより環境教育や普及啓発を推進します。

### 2) 小中学校における環境教育・環境学習の充実

次世代を担う小中学生を対象に、環境教育や環境学習を充実させます。

また、小学校等からの依頼に応じて出前講座を開催することや副読本やPRビデオを活用した環境教育・環境学習等を通じ、ごみの分別や資源の大切さを伝えていきます。

### 3) 体験学習の充実

ごみ問題が身近な問題であるとの意識が高まるように、市民を対象としたパッカー車乗車等の体験学習を計画します。

### 4) 各種媒体を通じた情報の提供

本市ホームページや広報紙、パンフレット等を活用し、ごみ量や本計画の達成度等の情報を積極的に提供し、市民・事業者・行政の間での情報の共有化を図ります。

## (2) 事業者による排出抑制・資源化の推進

### ①適正処理の推進

廃棄物処理法に基づいた自己処理責任の徹底を図り、事業者は許可業者と契約するよう普及啓発を行います。

### ②分別排出の徹底

事業者に対してもごみの分別徹底を図り、ごみの減量化を推進します。

### ③ごみ減量計画書の策定

事業者に対しては、ごみの減量等に関する計画書（「廃棄物減量計画（仮称）」）を策定するよう指導・支援を行っていきます。

### ④事業系一般廃棄物の処理手数料の適正化

事業系一般廃棄物は、手数料を徴収していますが、今後のごみ分別区分の見直しや倉浜衛生施設組合管内市町間での公平性の観点から、沖縄市、北谷町、倉浜衛生施設組合と協議し、適宜、料金体系の見直しを促していきます。

### ⑤事業者に対する研修等の検討

事業者に対してごみの減量等に関する研修等を実施し、ごみの減量化を推進します。

## 8. 収集運搬計画

### (1) 収集運搬の主体

ごみの収集運搬の主体については、現行どおり一般家庭から排出される生活系ごみは委託業者、事業所より排出される事業系ごみは許可業者により収集運搬を行います。

### (2) 収集対象区域

収集対象区域は、宜野湾市内全域（米軍施設内は除く）とします。

### (3) 収集方式

生活系ごみの収集方式は、門前収集及びステーション方式により行っています。

パッカー車等のごみ収集車両が門前まで行くことができない箇所は、ステーション方式により生活系ごみの収集を行っています。

事業系ごみは、事業者と許可業者との契約により収集が行われるため、特に収集方式は定めていません。

今後もこれまでの収集方式により、適切な収集を行うこととします。

また、ステーション方式により生活系ごみの収集を行っている箇所について、可能な限り門前収集に変更していきます。



## 9. 中間処理計画

### (1) 燃やすごみの処理

燃やすごみの処理は、倉浜衛生施設組合が処理主体となって行っており、同組合の「エコトピア池原（熱回収施設）」において溶融処理が行われています。

今後も現体制を維持し、倉浜衛生施設組合による処理を継続します。

### (2) 燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみの処理

燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみの処理は、倉浜衛生施設組合が処理主体となって行っており、同組合の「エコループ池原（リサイクルセンター）」において破碎・選別処理等が行われています。

今後も現体制を維持し、倉浜衛生施設組合による処理を継続します。

### (3) 資源ごみの処理

資源ごみの処理は、倉浜衛生施設組合が処理主体となって行っており、同組合の「エコループ池原（リサイクルセンター）」において選別・圧縮・梱包処理及び一時保管が行われています。

今後も現体制を維持し、倉浜衛生施設組合による処理を継続します。

## 10. 最終処分計画

中間処理により発生する溶融飛灰及び破碎残渣は、倉浜衛生施設組合の「エコボウル倉浜（最終処分場）」にて埋立処分が行われています。

今後も現体制を維持し、倉浜衛生施設組合による最終処分を継続します。

また、当該施設の延命化（埋立容量の確保）のために、特に燃やさないごみ、粗大ごみについて有価物等のリユース（再使用）、リサイクル（再資源化）を推進し、埋立対象物の減量化に努めていきます。

## 11. 大規模災害時の廃棄物処理について

台風や地震等の大規模災害の発生時は、日常発生する廃棄物とは別に多量に災害廃棄物が発生することが想定されます。

このような災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を図るため、「宜野湾市地域防災計画」に基づき、収集運搬体制や処理体制、各種関係機関との連絡体制等の確立及び災害廃棄物を一時的に仮置きするための仮置場の確保等を図ります。

また、別途「災害廃棄物処理計画（仮称）」の策定について検討します。

「災害廃棄物処理計画（仮称）」に記載する内容の検討事項は以下のとおりです。

### (1) 災害廃棄物対策に係る組織体制

大規模災害時に大量に発生する廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。仮設トイレ等のし尿も含む。）の処理に関する事務を実施するため、関係機関と調整し、災害廃棄物対策組織の整備を検討します。

### (2) 災害廃棄物処理フローの検討

災害廃棄物の排出方法、収集運搬ルート、仮置場での中間処理、既存廃棄物処理施設での処理、最終処分等に係る災害廃棄物処理フローを検討します。

### (3) 仮置場の確保と配置計画等

仮置場は、大規模災害時に発生したがれき等の廃棄物の撤去・処理・処分を円滑に実施するための暫定的な貯留場所のことで、市内の適切な場所に仮置場の確保及び配置を行う必要があります。なお、仮置場の選定にあたっては、避難場所との重複が無いように関係機関等と十分に調整を行う必要があります。

また、仮置場における災害廃棄物の分別方法、処理内容について検討します。

さらに、公共下水道や各家庭の浄化槽等の被災によりトイレの使用が制限されることも想定されることから、被災者等の生活に支障が生じないよう適切な場所に、適切な数の仮設トイレの設置の検討を行います。

### (4) 仮設トイレ等のし尿処理

仮設トイレの管理及びし尿の収集運搬を行うために、消毒剤、消臭剤等の確保、収集運搬体制の確保について検討します。

### (5) 関係機関との協力体制の確保

災害時及び災害後は、市単独での対応が困難になるものと想定されるため、周辺市町村等との協定等の締結により、相互に協力・支援する体制について検討します。

### (6) 災害廃棄物処理に係る環境保全対策

上記の各項目の検討にあたっては、悪臭対策、粉じん対策、汚水の発生防止等環境保全に十分留意します。

### 第3章 生活排水処理基本計画

#### 1. 生活排水処理の状況

##### (1) 生活排水処理体制

生活排水は、各家庭の台所や風呂等から排出される生活雑排水と、トイレから排出されるし尿に分けられます。

各家庭の台所等より排出される生活雑排水は、公共下水道接続世帯については、下水道により沖縄県の「みずクリン宜野湾」に運ばれ、適正に処理されています。また、合併処理浄化槽世帯については、浄化槽により処理されています。しかし、し尿くみ取り世帯及び単独処理浄化槽世帯の生活雑排水は未処理のまま公共用水域に放流されており、河川や海域の水質汚濁の原因となっています。

し尿くみ取り世帯から排出されるし尿及び浄化槽世帯から排出される浄化槽汚泥は、令和3年度現在においては、収集業者等により収集運搬され、倉浜衛生施設組合の「宜野湾清水苑」にて適正に処理されていますが、令和4年度以降は「汚泥再生処理センター」において、給食センターからの調理残渣と併せて処理され、希釈水は「みずクリン宜野湾」にて処理され、脱水汚泥は「エコトピア池原（熱回収施設）」において助燃剤として活用する計画となっています。なお、公共下水道接続世帯から排出されるし尿は、これまでと同様に下水道により沖縄県の「みずクリン宜野湾」に運ばれ、適正に処理されます。

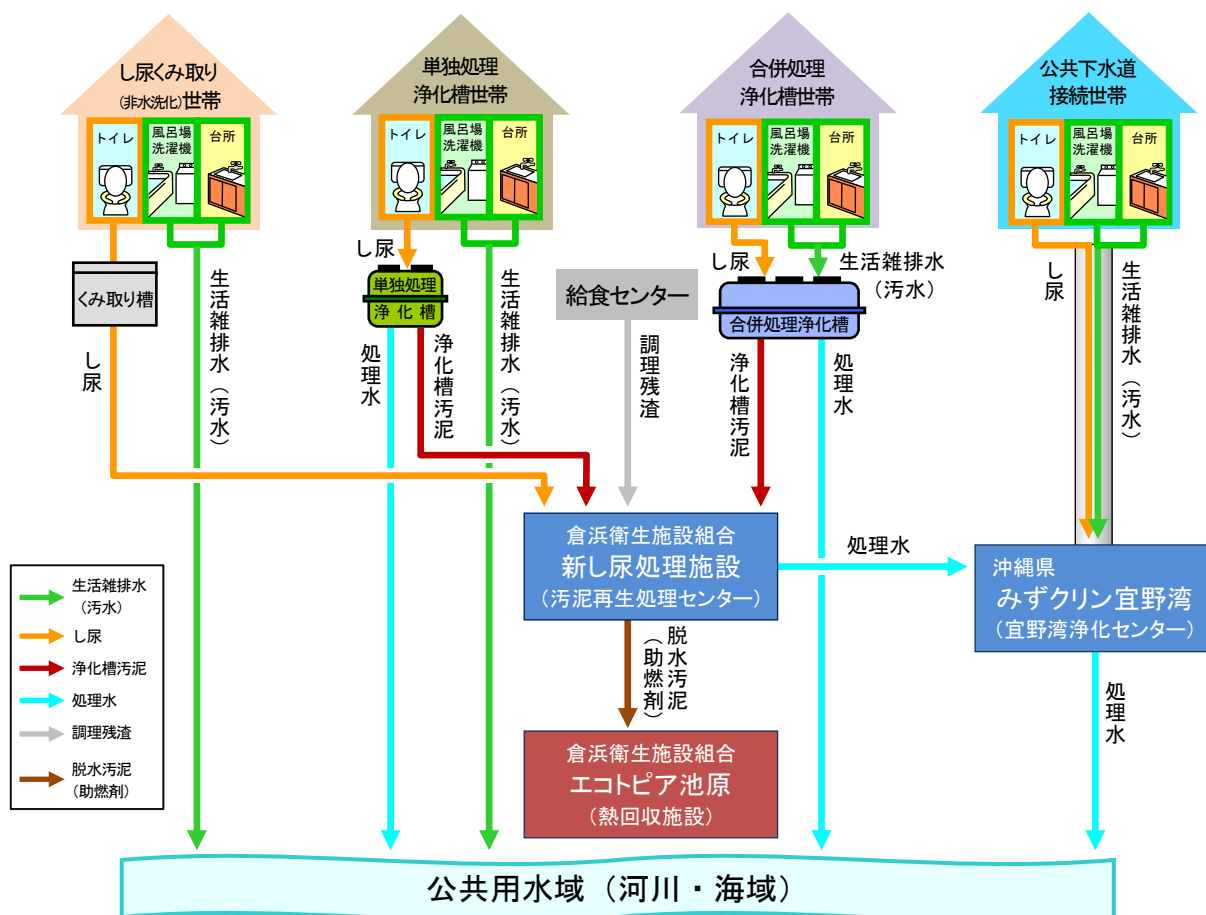


図 3-1 宜野湾市の生活排水の処理体制（令和4年度以降）

## (2) 施設整備状況

### ①汚泥再生処理センター

し尿くみ取り世帯から収集されたし尿及び浄化槽世帯から収集された浄化槽汚泥は、倉浜衛生施設組合の「宜野湾清水苑」へ搬入され、適正に処理された後に公共用水域へ放流されていますが、当該施設は稼働から40年以上が経過し、老朽化が進行していることから、令和4年3月に稼働停止の予定となっています。倉浜衛生施設組合では、それに代わる施設として、汚泥再生処理センターの整備に取り組んでいるところです。

汚泥再生処理センターは、生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理し、発生する汚泥等を資源化する「汚泥再生処理センター」の整備を宜野湾清水苑の敷地内において進めているところであり、令和4年4月の供用開始を予定しています。

以下に汚泥再生処理センターの概要を示します。



図 3-2 汚泥再生処理センターの完成予想図

表 3-1 汚泥再生処理センターの概要

施設名称	汚泥再生処理センター
所在地	宜野湾市伊佐4丁目9番6号
施設規模	29 kL/日
処理方式	固液分離方式
竣工	令和4年3月予定

資料：「し尿処理施設（汚泥再生処理センター）整備事業計画書」（平成30年3月）倉浜衛生施設組合

## ②浄化センター（下水道）

本市の下水は、沖縄県の「みずクリン宜野湾（宜野湾浄化センター）」において適正に処理された後に公共用水域へ放流されます。

当該施設では、本市、浦添市、沖縄市、北谷町、嘉手納町、北中城村及び読谷村の7市町村から1日に約99,210m<sup>3</sup>（令和元年度実績）の下水を受け入れています。

以下に施設の概要を示します。



図 3-3 みずクリン宜野湾（宜野湾浄化センター）の外観

表 3-2 みずクリン宜野湾（宜野湾浄化センター）の概要

施設名称	みずクリン宜野湾（宜野湾浄化センター）
所在地	宜野湾市伊佐3丁目12番1号
施設規模	126,500 m <sup>3</sup> /日（令和元年度末）
処理方式	担体添加型活性汚泥法
供用開始	昭和45年7月

資料：「下水道のあらまし」（令和2年度）沖縄県、「沖縄県 土木建築部ホームページ」

## (3) し尿処理の状況

### ①収集運搬の主体

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬については、許可業者により収集運搬が行われています。

### ②収集対象区域

収集対象区域は、宜野湾市内全域（米軍施設内は除く）となっています。

### ③収集運搬の方法

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬方法は、許可業者がバキューム車により収集運搬を行っています。

#### ④し尿処理実績

令和2年度のし尿処理量は、し尿が460キロリットル、浄化槽汚泥が2,397キロリットルとなっており、下水道未接続世帯は9,166世帯となっています。

なお、平成26年度に下水道未接続世帯の増加が見られるのは、下水道台帳の電子化に伴い、下水道接続世帯等の見直しを行ったためです。

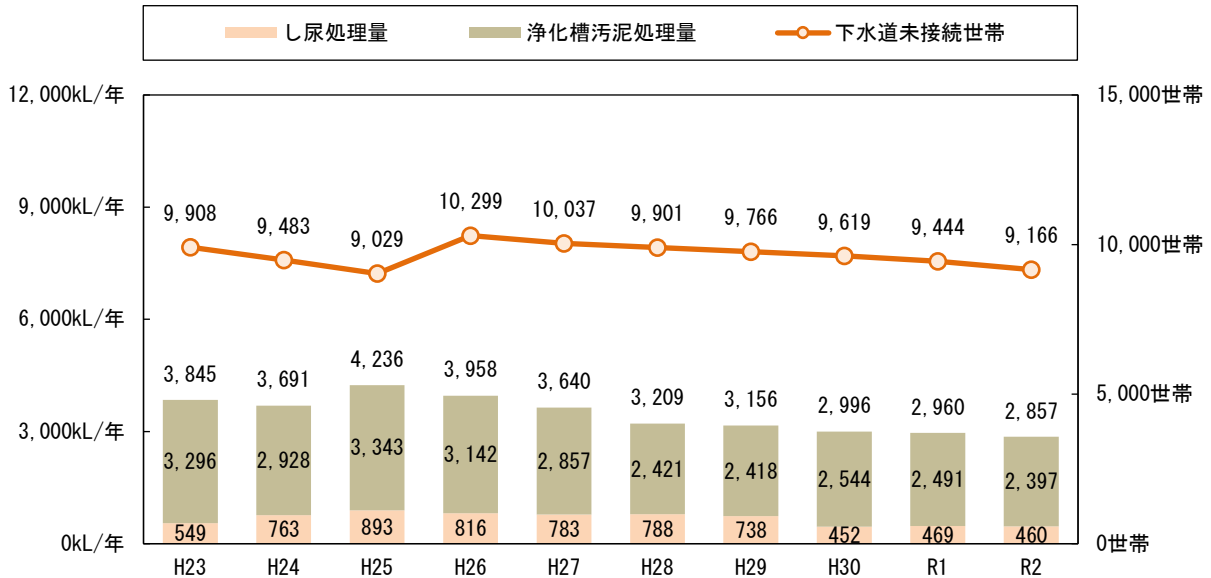


図 3-4 宜野湾市のし尿等処理量及び下水道未接続世帯の推移

表 3-3 宜野湾市のし尿等処理量及び下水道未接続世帯の推移

年度	し尿等処理量			下水道未接続世帯 (世帯)	下水道接続世帯 (世帯)	総世帯 (世帯)
	し尿処理量 (kL/年)	浄化槽汚泥処理量 (kL/年)	合計 (kL/年)			
平成23年度	549 (14.3%)	3,296 (85.7%)	3,845	9,908 (24.7%)	30,176 (75.3%)	40,084
平成24年度	763 (20.7%)	2,928 (79.3%)	3,691	9,483 (23.7%)	30,525 (76.3%)	40,008
平成25年度	893 (21.1%)	3,343 (78.9%)	4,236	9,029 (22.3%)	31,530 (77.7%)	40,559
平成26年度	816 (20.6%)	3,142 (79.4%)	3,958	10,299 (25.0%)	30,906 (75.0%)	41,205
平成27年度	783 (21.5%)	2,857 (78.5%)	3,640	10,037 (23.9%)	31,887 (76.1%)	41,924
平成28年度	788 (24.6%)	2,421 (75.4%)	3,209	9,901 (23.2%)	32,761 (76.8%)	42,662
平成29年度	738 (23.4%)	2,418 (76.6%)	3,156	9,766 (22.6%)	33,479 (77.4%)	43,245
平成30年度	452 (15.1%)	2,544 (84.9%)	2,996	9,619 (21.8%)	34,500 (78.2%)	44,119
令和元年度	469 (15.8%)	2,491 (84.2%)	2,960	9,444 (20.9%)	35,689 (79.1%)	45,133
令和2年度	460 (16.1%)	2,397 (83.9%)	2,857	9,166 (19.9%)	36,796 (80.1%)	45,962

※ ( ) 内の構成割合は、四捨五入しているため合計が100%にならないことがあります。

資料：「一般廃棄物処理実態調査」(環境省、宜野湾市)、「宜野湾市下水道課資料」

#### (4) 生活排水処理の課題

##### ①収集運搬に係る課題

公共下水道の整備に伴い、し尿くみ取り世帯及び浄化槽世帯の減少が見込まれますが、建設現場や事業所等の仮設トイレからのし尿は一定量継続的に排出されることから、その処理を含めて安定したし尿・浄化槽汚泥の収集運搬体制を維持することが課題です。

##### ②施設整備に係る課題

特になし

##### ③公共下水道に係る課題

公共下水道の未整備地域において、し尿くみ取り世帯及び単独処理浄化槽世帯から排出される生活雑排水（台所、風呂等の排水）が、未処理のまま河川等の公共用水域に排水され、水質汚濁の原因となっていることが課題です。

##### ④し尿くみ取り世帯及び浄化槽世帯の実態把握に係る課題

公共下水道の未整備地域において、これまで沖縄県による浄化槽設置の許認可が行われており、し尿くみ取り世帯や単独処理浄化槽世帯が依然として存在しますが、これらの実態把握が不十分なことが課題です。

##### ⑤浄化槽の適正管理に係る課題

浄化槽の設置者において、浄化槽の保守点検や清掃、浄化槽法第 11 条（下記、同法抜粋参照）による定期検査が適正に実施されているか判断できないことが課題です。

#### 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）（抜粋）

##### （浄化槽管理者の義務）

第 10 条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年 1 回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。ただし、第 11 条の 2 第 1 項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽（使用が再開されたものを除く。）については、この限りでない。

（中略）

##### （定期検査）

第 11 条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年 1 回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。ただし、次条第 1 項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽（使用が再開されたものを除く。）については、この限りでない。

（以下、略）

## ⑥災害時のし尿処理に係る課題

大雨や洪水等の災害時には、くみ取り便所の便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害で水没したり、槽内に雨水・土砂が流入したりするため、公衆衛生上の観点から被災後速やかにくみ取り、清掃、周辺の消毒が必要となります。

災害時に迅速かつ適正な処理を図るため「宜野湾市地域防災計画」に基づき、収集運搬体制や処理体制、各種関係機関との連絡体制の確立が必要となるため、「宜野湾市地域防災計画」を補完し、さらに具体的な災害廃棄物の処理について定める「災害廃棄物処理計画（仮称）」の策定が求められます。

以下に災害時のし尿処理に関する主な課題を示します。

### <災害時のし尿処理に関する主な課題>

- 収集運搬体制、各種関係機関との連携体制を確立する必要がある。
- 「災害廃棄物処理計画（仮称）」を策定する必要がある。



## 2. 生活排水処理の将来量について

本市は、米軍施設内を除く市内のほとんどが公共下水道の整備区域に指定されており、本市の下水道処理人口普及率（総人口に対する下水道を利用できる人口の割合：下水道を利用できる人口÷総人口）は、95.8%（令和2年度末）となっています。

今後は、公共下水道の整備済地域での未接続世帯への下水道接続促進、公共下水道の未整備地域への整備推進等により、し尿及び浄化槽汚泥の排出量は減少していくと想定されます。

しかし、本市ではし尿くみ取り世帯、単独処理浄化槽世帯及び合併処理浄化槽世帯について、実態の把握が不十分であるため、生活排水処理量について将来予測を行うのが困難な状況にあります。

今後は、公共下水道の整備済地域及び公共下水道の未整備地域におけるし尿くみ取り世帯、単独処理浄化槽世帯及び合併処理浄化槽世帯の詳細な実態調査を実施し、地域の特性に応じた生活排水処理を推進していく必要があります。

し尿くみ取り世帯からのし尿、単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽からの浄化槽汚泥の処理は、し尿処理事業として、環境省が所管しており、本市では環境対策課が担当しています。

また、公共下水道事業については、国土交通省が所管しており、本市では上下水道局が担当しています。

し尿くみ取り世帯、単独処理浄化槽世帯及び合併処理浄化槽世帯の実態調査及び地域の特性に応じた生活排水処理の推進は、し尿処理事業と公共下水道事業の密な連携が不可欠であるため、各担当課間の連携を推進していく必要があります。

表 3-4 市町村別 下水道処理人口普及率（下水道を利用できる人口÷総人口）

市町村名	普及率	市町村名	普及率	市町村名	普及率	市町村名	普及率
那覇市	98.2%	国頭村	—	北谷町	98.7%	北大東村	*
宜野湾市	95.8%	大宜味村	8.0%	北中城村	63.8%	伊平屋村	*
石垣市	32.8%	東村	*	中城村	59.4%	伊是名村	*
浦添市	97.1%	今帰仁村	*	西原町	42.4%	久米島町	63.0%
名護市	69.9%	本部町	64.3%	与那原町	83.2%	八重瀬町	—
糸満市	68.3%	恩納村	*	南風原町	70.3%	多良間村	*
沖縄市	97.3%	宜野座村	*	渡嘉敷村	32.8%	竹富町	7.8%
豊見城市	71.0%	金武町	*	座間味村	63.5%	与那国町	*
うるま市	66.5%	伊江村	*	粟国村	*	沖縄県 全体	71.9%
宮古島市	16.0%	読谷村	24.6%	渡名喜村	*		
南城市	26.7%	嘉手納町	100.0%	南大東村	*		

※「100.0%」は、下水道処理人口普及率を四捨五入した結果 100.0%となっています。

※「—」は、下水道事業に未着手の市町村を示しています。

※「\*」は、下水道整備予定の無い市町村を示しています。

資料：「令和2年度末の汚水処理人口普及状況について」（国土交通省）

### 3. 生活排水処理対策

生活排水処理対策にあたっては、市民・事業者・行政のそれぞれが主体的に適切な役割を担い実行していくことが必要になります。

具体的には、以下のような事項になります。

#### (1) 行政の役割

##### 行政(宜野湾市)における取組

関連する  
SDGs



##### 【生活排水の施設整備に関する取組】

- ① 非水洗化（し尿くみ取り）世帯及び浄化槽（合併処理浄化槽・単独処理浄化槽）世帯の実態調査
- ② 公共下水道の整備済地域での下水道未接続世帯への下水道接続促進
- ③ 公共下水道の整備推進
- ④ 汚泥再生処理センターの適正な維持管理の推進

##### 【生活排水の適正管理に関する取組】

- ① 浄化槽の適正管理指導
- ② 事業者への適正排水の指導及び監視

##### 【生活排水に係る資源化に関する取組】

- ① 各種生活排水処理施設から発生する汚泥の堆肥等への資源化の検討

##### 【生活排水処理対策の啓発普及に関する取組】

- ① 市の広報、ホームページ等を活用した生活排水処理対策の啓発
- ② 生活排水処理対策の意識啓発の広報活動（ポスター・パンフレット等の作成、配布）
- ③ 河川、排水路等の清掃活動の実施
- ④ 生活排水処理対策等に関する講演会等の開催
- ⑤ 水生生物観察会等の開催

## (2) 市民の役割

### 市民における取組

関連する  
SDGs



#### 【生活排水の施設整備に関する取組】

- ① 公共下水道への接続（公共下水道の整備済地域）
- ② 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換（公共下水道の未整備地域）

#### 【生活排水の適正管理に関する取組】

- ① 調理くず・廃食用油の適正処理（排水として流さない）
- ② 米のとぎ汁を植木等への散水へ利用する
- ③ アクリルたわしの利用
- ④ 洗剤、石鹼は適量を使用する
- ⑤ 洗濯排水等をベランダ等から排水しない
- ⑥ 無洗米の使用

#### 【生活排水に係る資源化に関する取組】

- ① お風呂の残り湯を洗濯等に再利用する
- ② 雨水、中水の積極利用

#### 【生活排水処理対策の啓発普及に関する取組】

- ① 市や沖縄県が実施する生活排水処理に関する各種施策への協力

## (3) 事業者の役割

### 事業者における取組

関連する  
SDGs



#### 【事業排水の施設整備に関する取組】

- ① 公共下水道への接続（公共下水道の整備済地域）
- ② 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換（公共下水道の未整備地域）

#### 【事業排水の適正管理に関する取組】

- ① 適正な排水管理、処理（水質汚濁防止法の遵守）
- ② 調理くず・廃食用油の適正処理（排水として流さない）

#### 【事業排水に係る資源化に関する取組】

- ① 雨水、中水の積極利用

## 4. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

### (1) 排出抑制・再資源化計画

生活雑排水による公共用水域への水質汚濁負荷を低減するために、公共下水道整備の推進及び接続率の向上を図り、し尿や浄化槽汚泥の排出抑制に努めます。

また、公共下水道の未整備地域では、し尿くみ取り世帯及び単独浄化槽世帯に対し、合併処理浄化槽への転換を促進します。

し尿や浄化槽汚泥は、倉浜衛生施設組合の「汚泥再生処理センター」にて処理し、夾雑物等の処理残渣は最終的には同組合の「エコトピア池原（熱回収施設）」で熔融処理されます。熔融処理により発生する熔融スラグについては再資源化業者により再資源化を行います。

### (2) 収集運搬計画

公共下水道の整備に伴い、し尿くみ取り世帯及び浄化槽世帯の減少が見込まれますが、事業所等の仮設トイレからのし尿が一定量継続的に排出されることから、収集運搬体制は現行を維持します。

#### ①収集運搬の主体

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の主体は、現行どおり許可業者によるものとします。

#### ②収集対象区域

収集対象区域は、宜野湾市内全域（米軍施設内は除く）とします。

#### ③収集運搬の方法

収集運搬の方法は、現行どおり許可業者によるバキューム車での収集運搬方式を基本とします。

本市における今後のし尿及び浄化槽汚泥の排出量は、減少していくことが想定されるため、当該排出量について常に把握しつつ、より合理的な収集運搬体制を確立するよう、適宜検討を行います。

### (3) 中間処理計画

#### ①合併処理浄化槽

公共下水道の未整備地域では、し尿くみ取り世帯及び単独処理浄化槽世帯に対し、合併処理浄化槽への転換を促進するため、市の広報やホームページ等を活用し、意識啓発を図ります。

#### ②公共下水道

公共下水道の整備を推進し、また、当該整備済地域内の市民に対し、公共下水道への接続を促進します。

### ③汚泥再生処理センター

本市では、し尿くみ取り世帯及び浄化槽世帯から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、倉浜衛生施設組合の「汚泥再生処理センター」において処理を行っていくものとします。

本施設は令和4年度からの供用となっています。

### (4) 最終処分計画

し尿及び浄化槽汚泥の処理後の処理残渣（汚泥）は、倉浜衛生施設組合の「エコトピア池原（熱回収施設）」において、溶融処理を行っています。

なお、新たに整備するし尿処理施設（汚泥再生処理センター）においては、その処理過程から発生する汚泥を脱水処理し、「エコトピア池原（熱回収施設）」の助燃剤として活用する計画となっています。